

**国基研 - V I F 共同研究**

**日印の戦略的パートナーシップと協力の枠組み**

**国家基本問題研究所  
ビベカナンダ国際財団**

**2013 年 5 月 21 日**

## 目次

要旨および行動計画	3
第1部 変化する国際情勢	9
第2部 アジア太平洋の安全保障	14
(1) 中国の周辺海域における独善性とインド洋・太平洋地域での動きに 立ち向かうリムランド安全保障概念を目指して	14
(A) 南シナ海	15
(B) 東シナ海	17
(C) 米国のプレゼンスに挑戦する排他的経済水域	18
(D) 黄海	18
(E) インド洋地域	19
結論 リムランド（大陸周縁部）安全保障戦略の構築	20
(2) テロと国境を越えた犯罪	22
第3部 産業・技術協力	24
産業・技術協力を制約する日本とインドの制度的、政治的要因	24
(A) 防衛産業・技術協力	24
(B) 一般産業間協力	26
(C) 原子力協力	27
(D) サイバーセキュリティー協力	30
日印防衛当局によるサイバー協力の可能性	30
第4部 国際機関や地域問題での協力	32
(1) 国際機関における協力	32
(2) 日印協力の強みと克服すべき課題	33
(3) 地域問題での協力	34
1、チベット	34
2、ウイグル	35
3、モンゴル	36
補遺1 海洋の安全と海洋保護の対策	37
補遺2 サイバーセキュリティー分野における日印協力	42

# 日印の戦略的パートナーシップと協力の枠組み

## 要旨および行動計画

### 第1部 変化する国際情勢

#### 分析

中国はじめ新興大国が力を付けてきたとはいえ、米国の総合的な国力は依然として他を圧する。その米国がイラクとアフガニスタンの戦争にけりを付け、世界戦略の軸足をアジア太平洋地域に移し始めた。このアジア回帰政策は、中国の台頭と、それがもたらすかもしれない不安定さに米国が対処しようとしている表れである。日本とインドはこの変化に前向きに応えるべきである。インドが日本はじめ域内の民主主義国に同調し、米国と協力するなら、インド洋・太平洋地域の平和と安定を高める「アジア協調」体制を築くことができる。

日本とインドは、民主主義の価値観を共有し、中国の潜在的脅威に対抗する共通の利益を有し、アジア太平洋地域やアジア全般の将来について類似した意見を持っている。日印は互いに国力を補完する関係にある。両国関係の拡大には大きな将来性がある。日印安保協力の拡大を阻害する最大の要因は、憲法をはじめとする日本の戦後体制である。

#### 行動計画

1、日本とインドは米国のアジア回帰を利用し、「アジア協調」体制の構築を目指せ。できるだけ多くの国をこれに取り込むため、日印は志を同じくする域内諸国と協力せよ。

2、日本は戦後体制からの脱却し、憲法改正に取り組め。

3、中国はインドとの陸上国境画定に真剣に取り組まねばならない。数十年間に及ぶ交渉にもかかわらず、中国は実効支配線について概念を共有することや、国境合意の基本原則に応ずることにすら消極的である。また中国は、東シナ海の尖閣諸島で緊張を高める行為を中止しなければならない。これらはアジアの大きな摩擦要因であり、緊急に対処する必要がある。

4、中国がパキスタンとの原子力協力を継続していることも懸念要因である。核兵器関連の協力とは別に、チャシュマ原子力発電所3、4号機の建設問題があり、中国の援助計画は原子力供給国グループ（NSG）の指針違反であって、許されてはならない。北朝鮮のミサイル発射や核開発に対して、中国が強い圧力をかけることに消極的なのは遺憾である。中国は安保理常任理事国として賛成した対北朝鮮制裁決議を履行するとともに、北朝鮮へのエネルギー流入を止めることを含めあらゆる影響力を行使すべきである。

## 第2部 アジア太平洋の安全保障

### 分析

#### (1) あつれきを増す中国の行動

中国は共産党体制維持のため経済発展を必要とし、経済発展のため資源獲得を必要とし、資源獲得のため、北はロシア極東部、東は南シナ海と東シナ海、南はインド洋地域、西は中央アジアに手を伸ばしている。

中国は経済的、社会的、政治的課題に直面している。台湾、チベット、新疆の領有を確保することが短期的には中国の大きな関心事のようだ。社会不安は、暴動を含む抗議行動が2011年に18万件発生したとの報道に示されており、その数字は2012年にさらに増えた。こうした要因が伝統的な中国の大国願望と相まって、軍備増強の背景にあるようにみえるが、増強の目的や基本理念はなお不透明である。

南シナ海では、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）巨浪2を搭載する晋級原子力潜水艦の配備で対米核報復能力を強化することが中国の軍備増強の大きな狙いの一つである。

インド洋では、中国はグワダル（パキスタン）、ハンバントタ（スリランカ）、シトウェ（ミャンマー）、チッタゴン（バングラデシュ）に港湾施設を建設している。インドを取り巻く「真珠の首飾り」戦略である。

#### (2) テロと国境を越えた犯罪

インド洋・太平洋地域ではテロや、海賊など国境を越えた犯罪の脅威が増している。テロはインドネシア、タイ、フィリピンなどで深刻な被害を出しており、インドも数十年間にわたり国家に支援されたテロの標的になってきた。しかし、国家レベルのテロ対策は明らかに不十分である。今こそさまざまな国際合意と国連決議を実行し、効果を上げるために行動すべき時である。

日本とインドは、関係当局の協力を緊密化することでこの問題の先頭に立ち、テロや国境を越えた犯罪の資金を断つために協力することができる。「アジア協調」体制に加わる他の諸国も関与を深めるべきである。現在のところ、そうした取り組みへの政治的理解は十分でなく、テロや国境を越えた犯罪について、国家が集団的にではなく個別に直面している問題であるとみなす傾向が依然として存在する。

### 行動計画

1、中国の軍事行動と軍備増強を透明性と安定性を増す方向へ導くためには、安全保障上の利益と懸念を共有する諸国の緊密な協力が不可欠である（リムランド安全保障構想）。南シナ海では、海洋利用国と東南アジア諸国連合（ASEAN）各国が米国や日本と協力して行動する有志連合を形成し、合同パトロール体制を構築することが望ましい。

2、海上自動航路通報システムおよびインド洋合同海上警察部隊の創設を検討せよ

3、日印とも、海軍（海上自衛隊）、沿岸警備隊（海上保安庁）、警察など関係機関の連携を強化せよ

## 第3部 産業・技術協力

### 分析

近年、日本とインドの経済関係は拡大してきた。しかし、防衛、原子力、サイバーといった戦略分野での産業・技術協力はほとんどない。日印両国には、産業・技術協力の進展を妨げている制度的、政治的要因が依然として存在する。両国が標榜する「戦略的グローバル・パートナーシップ」を真に構築するには、戦略産業における協力を促進しなければならない。

### 産業・技術協力を制約する日本とインドの制度的、政治的要因

#### (1) 防衛産業・技術協力

日本の武器輸出3原則は、武器だけでなく、軍事技術や軍民汎用技術の輸出と共同開発を妨げてきた。野田佳彦政権は2011年12月に3原則を緩和した。2012年12月に政権に復帰した自民党は3原則の一層の見直しに熱心だ。安倍晋三首相は日印安保協力の拡大に意欲的であり、インド向け輸出規制の緩和に前向きに取り組むと期待される。

インド側にも前向きな動きがあり、それが日本の防衛協力政策の見直しと相まって、相互の利益になる可能性がある。ゆくゆくは、インドは防衛装備品の共同開発・生産や、民間部門の関与を受け入れるようになるだろう。

#### (2) 民生産業間協力

日本はインドでの投資で上位5カ国の一角を長年占めてきた。しかし、インドでの投資や市場占有率で日本を追い越す国も出てきた。日本の国際協力銀行の調査で、インドは2011、2012両年度とも長期的な海外事業展開の有望国のトップになったものの、2011年度の日本からの投資は海外からインドに流入する投資総額の4%を占めるにすぎない。インド日本商工会がインド政府に提出した建議書によると、配当分配税、移転価格税制、優先部門向け貸し出し規制、保健部門の外資出資比率の上限などが日本からの投資拡大の制約要因として働いている。

しかし、最近インドは2020年までに同国小売市場の20%を占める可能性の大きい組織小売業への外資規制を緩和した。これは当然ながら日本の小売業の投資者には歓迎すべき政策変更である。一方、製造業部門への投資を促すには一層の政策見直しが必要である。さらに、日本企業が外国との競争を望むインドの産業部門の多くが労働集約的な部門である。インドは外資の一層の流入を必要としているが、雇用の成長と雇用の安定を確保する必要もある。

#### (3) 原子力協力

日印原子力協力協定交渉は、インドが核実験を再開したなら協力を停止する旨の条項を協定に盛り込むよう日本側が求めたことで暗礁に乗り上げた。今こそ日本は戦略的見地から、反核の強迫観念を捨て去るべきである。安倍政権はインドとのエネルギー協力の推進を公約しているので、日印原子力協力交渉の再開が期待される。

一方、原子力発電所の事故が起きた場合に事業者だけでなく原子炉のメーカーにも賠償責任を負わせるインドの国内法も、外国メーカーのインド進出を阻害しかねない。同時に、ボパールでのガス爆発事故で米ユニオン・カーバイド社の賠償が不十分だった結果として、インドの世論を念頭に置く必要もある。

#### **(4) サイバーセキュリティ協力**

サイバーセキュリティに対する脅威について、国基研とV I Fは基本認識を共有している。日印がそれぞれの強みを提供し合うことで、サイバーセキュリティ分野で協力できる余地は十分にある。日本の民間企業がインドにサイバー技術に移転したり、日印の企業がサイバー技術を共同研究・開発したりすることに日本の憲法問題は生じないが、一部の汎用製品・技術が日本政府の輸出規制の対象となる可能性はある。

日印防衛当局間のサイバーセキュリティ協力については、日本の現法制が課す制約下においても具体的な協力を協議するのに好都合な状況が生まれつつある。しかし、自衛隊が国際的なサイバーセキュリティ協力を本格的に関与するには、憲法の政府解釈を見直して集団的自衛権の行使を容認することや、憲法改正により「専守防衛」の規制を取り払い、サイバー攻撃兵器の開発を可能にすることが必要になる。

国基研とV I Fは半導体チップ製造施設を日本の協力でインド国内に設置するのが望ましいことで一致するが、多少の懸念が残っており、障害が存在する場合にはそれを除去するためにさらに協議する必要がある。

### **行動計画**

- 1、日本はインドを武器輸出3原則の緩和対象とし、インドとの防衛技術協力を進めよ。
- 2、インドは日本との産業間協力を阻害するインド側要因の解消に取り組み。日本企業も対インド投資を自制せず、他国企業と同様に、成長するインド経済を利用すべきである。自動車産業への日本の投資が成功したように、他部門も成功する意志があれば同様な成果を生むであろう。
- 3、日本はインドの核戦略を理解し支持すべきである。
- 4、インドは原発事故で原子炉のメーカーに賠償責任を負わせる国内法の根拠を論じ、説明すべきである。
- 5、サイバーセキュリティ分野で、日印は日本の現憲法下で進められる協力を推進すべきである。憲法改正後は、電子戦用装備品やサイバー攻撃兵器の開発で日印が協力することも可能になる。

## **第4部 国際機関・地域問題での協力**

### **分析**

#### **(1) 国際機関での協力**

日本とインドは国連安保理の常任理事国入りを目指してきた。しかし、現常任理事国

として拒否権を持つ中国が、日印の影響力を増大する国連改革を支持するとは思えない。

従って、常任理事国入りを試みる一方で、日印は国連以外の国際的枠組みを利用することに努力すべきである。日印が中国と対等の権限を持つ東アジア首脳会議（E A S）は、日印が発展に努めるべき国際的枠組みの一例である。

国際的な軍事協力を要する問題に関しては、われわれは国連安保理決議の重要性を認め支持するものの、決議をただ待つのではなく、日本、インド、米国、オーストラリアを中心とする有志連合を形成し、で機動的に対処する必要がある。

### **（2）日印協力の強みと克服すべき課題**

日本とインドは互いに強い親近感を持っている。その親近感は、歴史観の近さで顕著である。日印両国は自由、民主主義、法の支配、人権尊重という人類普遍の価値観を共有している。また、政治、経済、安全保障上の利益を共有している。従って、日本とインドはパートナーとなるのが自然の国家である。

しかし、日印パートナー関係には現時点で幾つかの制約がある。まず、インドの新興大国としての立場には曖昧なところがある。インドは、中国やパキスタンと陸上国境をめぐり緊張が生じた場合に、西側やアジアの民主主義国の支持をどれだけ当てにできるのか確信を持ってないでいる。日本が世界の安全保障問題で、自ら課した制約のために、責任ある国家としての役割を果たすことができないでいる。

### **（3）地域問題における協力**

チベット問題は重大かつ緊急の問題である。チベット問題には国際社会が関心を持たねばならない三つの側面がある。第一は人権問題である。チベット自治区だけでなく、チベット人が居住する中国の各地で焼身自殺が続いていることは、チベット人社会の絶望と不満を反映している。第二の問題はチベットに水源を持つ河川の水路変更とダム建設計画に関するものである。ブラマプトラ川、メコン川、インダス川など、アジアの主要河川の多くはチベットに源流がある。中国のダム建設計画は南アジアと東南アジアに深刻な影響を及ぼすので、この懸念に対処する必要がある。第三に、国連は 1961 年の総会決議でチベットの民族自決を求めた。ダライ・ラマはチベットが中国からの独立を求めないことを受け入れたものの、ダライ・ラマが言うところの「文化的虐殺」は続いている。

新疆のウイグル人も危機的状況にある。中国は新疆ウイグル自治区を支配するため漢人の大量移住を奨励し、それが原因でこの地は根深い民族的偏見によって分断されているが、その自治区で 2009 年に暴動が発生した。暴動後に中国はウイグル人に経済的刺激を与えることと約束したが、ウイグル人の抑圧を持続的にもたらしている構造的問題を除去することができず、地域の不安定を生んでいる。

内モンゴル自治区（南モンゴル）でも漢人の大量移住がモンゴル人を少数派の立場に追いやり、全ての生活分野でモンゴル民族的なものが失われた。中国の文革期には多くのモンゴル人が徹底的に弾圧され、モンゴル出身の学者はこれを「ジェノサイド」と非難してきた。北京政府は自決の動きを引き続き抑圧している。2011 年 5 月には、モンゴル人活動

家が漢人の運転するトラックに故意にひき殺された事件を受けて、自治区内の各地で抗議行動が起き、武装警察隊との衝突で負傷者や逮捕者が出た。

### **行動計画**

1、日本とインドは、東アジア首脳会議（E A S）など、両国が中国と対等の権限を持つ国際的枠組みを発展させることに努めよ。

2、インドは途上国の代表としてより、責任ある大国としての立場を明確にせよ。西側のパートナー国はインドの安全保障上の懸念を受け止め、それに対処せよ。

3、日本は世界の安全保障問題で、責任ある大国としての立場を明確にせよ

4、チベット問題で取るべき行動の方向は、同問題の 3 側面から直接出てくる。人権侵害、河川の水路変更とダム建設、国連総会決議に基づく行動に、もっと焦点を合わせる必要がある。また、チベット人のみならず、ウイグル人やモンゴル人についても、その人権、文化的独自性、宗教的信条といった基本的価値を守るため、日本とインドはイニシアチブを取るべきである。

# 日印の戦略的パートナーシップと協力の枠組み

## 第1部 変化する国際情勢

変化する国際情勢は、日本やインドのような現状維持志向の国家にとりわけ重大な難題を突き付けている。冷戦期のバランス・オブ・パワー、あるいはその後の米国の一極支配によってもたらされた安定は今、多極的な国際秩序への変化が進む中で、徐々に崩れつつある。一極システムから多極的な世界秩序への移行が円滑に進むかどうかについては、いくつかの不確定要素がある。これら不確定要素をもたらしている一番の原因は、主要大国の一つである中国の近年の発展と、この国が選択した政策によるものである。中国は明らかに、インド洋・太平洋地域において米国に取って代わろうとしており、この地域における支配権の確立を切望している。新旧勢力の消長はそれ自体、情勢の不安定化を促すものだが、中国のように日の出の勢いにある国家が次の覇権国になることを目標とし、他の主要プレーヤーの正当な権益や懸念を計算ずくで損ねてもその実現を図ろうとする場合にはなおさらである。こうした状況は、以下に示す事実によっていっそう複雑になっている。すなわち、国際社会はサイバー戦争やサイバー犯罪、世界的流行病、また石油やレアアース、諸々の鉱物、水など資源の争奪、あるいは核拡散、テロ、気候変動といった諸問題が突きつける数多くの錯綜した挑戦や脅威に対峙しなければならないのだが、その際、ばらばらで扱いにくい多極的体制の下で解決の糸口を探らなければならないのだ。

米国と他の有力諸国との力の差は小さくなりつつある。米国と勃興する新興勢力との差が狭まっているという認識の下、スティーブン・M・ウォルトは著書『アメリカの時代の終わり』の中で、「一極時代はもはや終幕を迎えている」と書いたのだ。米国の国家情報会議と欧州安全保障研究所が2010年9月に共同で刊行した『グローバル統治 2025—危機的な転機』と題する研究も、同様のことを示している。この研究では、国内総生産（GDP）、国防支出、人口および技術力に基づき算出される国際未来モデル（IFM）によって米国のグローバルパワーとしての国力が数値化されているが、それによると、2010年に22%だったものが2025年には18%へと縮小する。こうした趨勢にあるからには、一国だけで諸々の目標を達成できる米国の能力は減じていくだろうし、目標達成を目指すなら他の国々と手を結ぶしかなくなるだろうことは必然である。心もとない自国の経済状況を勘案して新たな対外軍事行動に巻き込まれる事態に慎重にならざるを得ないとなれば、米国はより一層、対外協調の道を探ることになる。こうした国際的な力の構造変化のうねりを見れば、尊大な中国の野望を米国が独力で抑えつけてくれるだろうと期待するのは現実的ではあるまい。米国ができることと言えば、せいぜい他の有力諸国と手を携えて中国抑制を試みるくらいだろうし、最悪の場合には、中国と手を結ぶことさえあり得る。両国が主導する2極体制を、

国際社会に受け入れさせようというわけだ。インドは、1998年の核実験後、米中両国によるこのような押し付けに直面しなければならなかった。両国は同年6月27日、南アジア情勢に関する次のような内容の共同声明を発表したのだった。

「米中両国は、カシミール問題を含む、解決困難で長きにわたりインドとパキスタンを隔ててきた相違点が平和的に解決されるよう支援する。……米中両国はこの目標を再確認するとともに、平和で繁栄し、安全な南アジアの実現に向けて、共同で、あるいは個別に貢献したいという希望を再確認する。国連安保理常任理事国のメンバーとして、あるいは南アジア地域の国々と重要な関係を結ぶ国家として、両国は自らに、地域の平和、安定、安全の維持に積極的に寄与する責任があること、また緊張を招いている根本原因を突き止めるためにあらゆる行動をとる責任があることを認識している」

こうした動きの背後には、中国自身がジャム・カシミールの広い地域を占拠しているという、問題含みの現実が存在していた。それだけではない。中国は、パキスタンの核兵器能力とその運搬手段を構築してきた。このように、中国には南アジア地域における安定装置として振る舞う資格はなかった。先の共同声明を発表した二つの国を、時のインド政府が激しく非難したのも、驚くには当たらない。

残念ながら、2009年、オバマ米大統領が訪中した際にも、中国と米国が南アジアの将来を握る仲裁者であるかのような見解が繰り返されることになった。インドにとって、こうした考えは受け入れ難いものである。この問題に関しては、米国が立場を明確にすることが重要である。

米国の力に衰えが見えるとはいっても、それは絶対的なものではなく、相対的なものである。他の国々が力をつければ、相対的には衰えているように見える。軍事や情報活動、テクノロジー、教育といった分野で、米国の優位は依然として群を抜いている。米国衰退論を採用するのは慎重である必要がある。

イラク、アフガニスタンの戦争が終結へ向かうとともに、米国はインド洋・太平洋地域へ再び関心を向け始めていることも留意しなければならない。2011年11月、オバマ大統領が公式に宣言したアジア「回帰」政策は、米国が日本など地域の同盟国やインドを含む南アジア、東南アジアの友好国との関係強化を通じて、台頭する中国と、それがもたらすかもしれない潜在的な不安定に対処しようと努めていることを示す。米国のこの政策変更は歓迎すべきであり、インドと日本がより広い視野から協力を拡大することを促すものである。

1980年から2008年まで、30年近くの間、中国のGDPは年平均9%の成長率を示してきた。1990年に110億9000万ドルだった外貨準備高は2008年には2兆ドル超に達し、今日では3兆ドルを超えている。その間、世界貿易に占める割合は、1999年の3%から2009年には10%にまで伸びた。経済政策の躓きと、その結果である最近の減速を考慮するなら、中国経済が今後どれほどの期間、成長し続けるのかは不確かである。しかし中国はこれまで、他の主要国の権益に害を及ぼしかねない行動を引き起こし得る十分な経済力を蓄えている。

中国の指導者たちは、政府主導に偏重した投資と輸出主導による成長に軸足を置いた中国の成長モデルは、自然な経過をたどってきたと理解している。将来、これとは別のモデルを実行すればどれほどの成功を収めることができるかについては、注意深く見守る必要があるだろう。経済と同様、軍事の分野でも中国は猛烈なスピードで近代化を図ってきた。1990年から2005年まで、中国の国防費は平均15%の伸びを示している。今日、その国防費は、アジアの中で最も巨額である。さらに付け加えれば、中国当局が公式の数字として明らかにしている2010年の国防費は700億ドルにとどまっているが、これには諸々の軍事関連項目を勘定に入っていないので、最も控えめに見積もった客観的な数字でも、2012年度の中国の国防費は1300億ドルに達するとしている。

急速に発展した中国の軍事力は、すでに巨大な破壊力を有している。兵力160万人の人民解放軍は、7660両の主力戦車、1万7700門の砲を有する世界最大の軍隊である。60師団から成る公安部隊が、これを背後から支える。空・海軍の近代化も急ピッチで進んでいる。空軍は2020年までに、第3、第4世代の戦闘機2300機を配備すると見られている。第5世代に当たるステルス戦闘機のテスト飛行を終えているほか、空中早期警戒機(AEW)を保有し、空中給油能力も備えている。海軍は、さらに積極的な性能向上を目指している。沿岸防衛から外洋防衛へと転じた中国の戦略転換に伴うものである。外洋海軍を構築する一方で中国は、パキスタンのグワダル、スリランカのハンバントタ、バングラデシュのチッタゴンに加え、セーシェル、オマーン、イエメン、ミャンマーに、首飾り状を成す燃料補給施設を建設中だが、これらが完成すれば補給基地の数は従来の倍となる。2020年までには三つの空母戦闘群を保有する可能性もある。目的実現のため、海軍には新しい潜水艦、フリゲート艦、航空機、大型支援艦艇が定期的に導入されてきた。原子力潜水艦を含む潜水艦とは別に、中国海軍の有力アナリストは「亜音速の放射線兵器や、高エネルギー電磁波兵器、コンピューターウイルスも、兵器の能力向上に使用できるだろう」と主張してきた。同様に、以下のことも留意しておく必要がある。すなわち、中国は多数の大陸間弾道ミサイル(ICBM)、中距離弾道ミサイル(IRBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)と250個以上の戦略核弾頭を持つ強力な核兵器保有国というだけでなく、衛星攻撃兵器や弾道弾迎撃ミサイルのテストを既に終え、2020年までに宇宙ステーションと約200基の超小型衛星保有も見込まれる新興の宇宙大国でもあるのだ。加えて、中国はサイバー戦争能力の向上を目指し、巨額の投資を行ってきたことも忘れてはなるまい。

その軍事能力以上に不安をあおっているのは、最近、中国が行動を起こす際に見せる無責任かつどぎつい態度で、それは度を増すばかりである。中国が、パキスタンと北朝鮮への核拡散で果たした役割に関しては、わざわざ細かな点をあげつらう必要もないほど知れ渡っている。中国はこの二つの国を、折に触れてはダシに使い、狭隘な国益を追求してきた。中国は、これまでもそうであったしこれからも、アジアや国際社会の安全を不安定へと導く影響力を行使していくだろう。幾つかの専門家の研究によれば、中国からまずパキスタンへ提供された核技術は北朝鮮に移転され、今はそれがウラン濃縮に使われている。

パキスタンはまた、核技術を他の国々へも移転してきたと伝えられる。中国は二通りのやり方で北朝鮮の核兵器開発を手助けしてきたと言える。一つは、過去にパキスタンを經由して行われたものであり、もう一つは現在のことであるが、北朝鮮に対する圧力を洩ることを通じてのものだ。同様に、自国の目的にかなうのであれば、現地住民の人権や国際世論を無視することになっても硬直した諸々の専制主義体制を支えようとする中国の姿勢は、成熟した責任ある大国に期待されるものではない。とりわけ、互いの主張が折り合わない近隣諸国との関係において中国が示す高圧的な振る舞いは、緊張を招き、衝突にさえつながりかねない憂慮すべき問題である。以下、そうした振る舞いの例を挙げてみよう。

懸念される最も重大な分野は、中国の領土的野心である。中国は、ほとんどすべての近隣諸国との間に領土問題を抱えている。問題がない国があるとしても、それは中国の要求に屈して係争地を譲っただけのことだ。インドとの場合で言えば、中国は領有権主張の根拠となる地図の交換をさえ洩る。なぜこのような姿勢で臨むのか。中国は、係争中の国境問題を今は解決したいとは思っておらず、状況が許す時になって要求をつり上げられるよう、一定の柔軟性を保持しておきたいのだろう。それが、考え得る唯一の理由である。だが同時に、国境地帯で中国は、大部隊を深く侵入させるなど、ますます攻撃的な姿勢に出ている。インド北東部のアルナチャルプラデシュ州がインドの領土であるとはあくまで認めない姿勢を貫き、最近では、ジャム・カシミール州に対するインドの主権についても疑問をほのめかしている。日本をめぐるケースでは海洋における国境線が問題となっており、ここでも明らかに、中国はますます執拗になっている。最近の東シナ海での出来事は、こうした方向を指し示している。中国は、東シナ海に浮かぶ尖閣諸島の領有権を主張するため、海洋監視船や航空機をその近くに派遣するという、危険で挑発的な行動に訴えてきた。同様に、ベトナムやフィリピン、マレーシアなど、海でつながる近隣国に対しても、中国は「警告」を発している。

中国が増強中の諸能力と攻撃的な行動パターンは、国際社会の、とりわけ近隣諸国の、その中でも特に日本とインドの重大な懸念のタネになっている。中国への関与を強め、その大きな能力を他国への強要手段ではなく協力のために使うよう促してはいるが、残念ながらこの路線は必ずしも奏功してはいない。ただしこのやり方をすぐに放棄することはできないだろうから、この間、増大する力を背景に中国が執拗さを一層募らせる事態に対応するには、代案となるアプローチを採用せざるを得ない。

その際、このアプローチに肝要なのは、そのどちらも欠かせない二本の柱に依拠したものでなくてはならないということである。すなわち第一の柱は、日本やインドといった域内関係国がこれまでも増して強固な防衛力と経済力を確立することである。もう一つは、中国が国際的な規範にそぐわない振る舞いに出た場合、さらに敵対国を孤立させようとして日印いずれかの権益に反する行動に出た場合には、協調して事に当たる気構えを持つことである。幸いなことに、パキスタンと北朝鮮を除くほとんどの地域諸国は、自らも脅威を感じるに従って、中国の冒険主義をけん制すべく、諸々の能力の向上を図る一方でイン

ドや日本と手を携え、行動を共にする準備を整えるだろうと思われる。ミャンマーでさえ時々、最近は特にだが、中国に抱きかかえられることへの不安感を示してきた。ミャンマーは孤立状態からの脱却を図っているわけだから、ここ数か月の出来事が示すように過度の中国依存というくびきを逃れようと奮闘している今、この国が必要としているのは、控えめでもいいからこれを歓迎する声であり、さらに言うなら条件付きにせよこれを支援する声でさえある。より広範な民主化へと進むミャンマーにおける動きは、重要な兆候である。ロシアもまた、シベリアや中央アジア地域における中国発の脅威をよく承知しており、ロシアは、日本との間で未解決の問題を抱えていても、中国の脅威に対処するため日印が関係を緊密化することに反対しないだろう。

日印協力は、従来型でない脅威にも照準を定めるべきである。例えば、石油、天然ガス、諸々の鉱物など全世界の資源を押さえようとする中国の動きに対しては、それが第三国に対する直接の戦略的介入を通じたものであれ、海洋などグローバルな公共領域における探査活動という形をとるものであれ、他の国々が資源の必要を満たすため対等に競争する場を奪われることのないように、日印は共同に対処しなければならない。

日本とインドは、民主主義の価値観を共有し、潜在的な中国の脅威に対抗する共通の利益を持ち、アジア太平洋地域、さらに広くアジア全体の将来について類似の見解を有する。両国は、互いの国力を補完し合える関係にある。この二国間関係を拡大することによってもたらされる潜在力には非常に大きなものがある。安全保障の分野における日印の協力拡大を妨げる最大の要素は、日本国憲法に具現化された日本の「戦後体制」である。

最後に、中国が指導部の交代期にあることを忘れないことが重要だ。アジア諸国と西側友好国が共同して、中国の近年の攻撃的な振る舞いは逆効果であると新指導部に明確に示すことが、ますます重要になる。西側諸国の適切な支援を受けた「アジア協調」体制をつくり、中国の攻撃性は堅固な壁にぶつかることを明確にできるなら、中国政治システムの内在的な力に影響を及ぼすことになるだろう。

## 第2部 アジア太平洋の安全保障

### (1) 中国の周辺海域における独善性とインド洋・太平洋地域での動きに立ち向かうリムランド安全保障概念を目指して

今日のインド洋・太平洋地域の経済的な重要性は、その地域が、最もダイナミックな成長を遂げており、今後もそうあり続けるだろうということに起因している。ほとんどの経済的な予測は、新興経済大国である中国とインドが、多少の減速はあるものの特に目覚ましい実績を上げていることから、日本を例外として、アジアが国内総生産（GDP）を引き続き伸ばすであろうとみている。地域の主要な経済大国が引き続き成長してアジアへの経済力シフトに拍車をかけているため、21世紀がアジアの世紀であると評されるのは、的を射ている。15年後には、世界の四つの経済大国のうち、三つがアジアということになるだろう。すなわち、中国、日本、インドの3国であり、さらにはそれほどの差なく東南アジア諸国連合（ASEAN）が続いている。

しかし、貿易と発展の両面における目覚ましい成長と拡大にもかかわらず、アジアが、単一の政治・経済統合体や、欧州連合（EU）のようなまとまったグループになる可能性は、非常に低い。地理的には近接しているものの、アジアは政治的に分断されており、急速ではあるが不均等な経済発展はさらに大きな分断要因となっている。

アジアは、内在する敵対関係の舞台となり、おそらくは、中国およびその同盟・提携国と、中国の勃興に懸念を抱き、米国を先頭に、協調して中国の攻撃的な態度や高圧的な外交を抑制しようとする国々との新しい冷戦に至るかも知れないことを、こうした趨勢は示唆している。

しかし、上述した見通しは、決して、一般的にはアジアの勃興、個別적으로는インド洋・太平洋地域が極めて重要であることを損なうものではない。この地域の戦略的な重要性は、この地域が、世界の人口の約半分、世界のGDPの4分の1以上、世界の輸出の約30%、国境を超える資本移動の3分の1を占めるという事実によって裏打ちされる。この地域には、世界の第2位、3位、10位、15位の経済力を持つ国、すなわち、中国、日本、インド、韓国が存在する。そうした国の中には、世界でも屈指の外貨準備高を保有する国があり、G20（20か国・地域）のような組織からの信頼を増しているほか、BRICS諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）と協調して、国際通貨基金（IMF）ではトップの座をめぐる欧州に対抗し、世界銀行では同じく米国に対抗するようなことを行っており、こうした国々の新興の経済的影響力がさらに現実のものとなっている。

こうした意義深い経済的成長にもかかわらず、アジア太平洋地域において、深い構造的な変化が起きている。この地域の力学は、四つのサブシステムの形で働いている。すなわち、東アジア・サブシステム、ASEANプラス・サブシステム、南アジア・サブシステ

ム、そしてこれら三つを包含するアジア太平洋・サブシステムの四つに分類し得るのである。南アジア・サブシステムは、地理的には隔絶しているが、急速な相互連結、共通の安全保障のダイナミックス、シーレーン（海上交通路）の安全確保などの要素により、他のサブシステムとの統合が強まっている。しかし、ここ数年、東シナ海からアラビア海に至る相互に関連した海洋の、一連の安全保障上の課題を説明するのに「インド洋・太平洋」という用語が使われるようになった。とりわけ、インドの海軍と石油探査活動が南シナ海に照準を定め、中国がインド洋経由の供給ルートを保護しようとしてからは、そうである。我々が、海域やシーレーンの使用者の主要な懸念について検討するのは、こうした理由によるものである。インドの海洋の優先事項は、常にインド洋にある。だが、その船舶は、インドの資源と市場へのアクセスを維持するために、インド洋以外でも自由に航行する必要が出てくる。そういう訳でインドは、マラッカ海峡以遠の広大な地域の安定した変わらぬ秩序から恩恵を受ける。同様に、インド洋や西太平洋のシーレーンの安全確保は、日本や他の西太平洋の国々の存続や経済発展に死活的な重要性を持つ。なぜなら、中東からのエネルギー資源は、シーレーンを通して運ばれて来るからである。それゆえに、米国の支持を得つつ、日本とインドを含むリムランド（大陸周縁部）諸国が協調して行動し、インド洋・太平洋地域に秩序をもたらすことは、将来のパートナーにとって、有益なものとなるろう。

すでに言及したように、日本、韓国、一部のASEAN加盟国、インド、米国（米国は、今やアジアの大国であり、オーストラリアとともに、より大きなアジア太平洋サブシステムの一部である）にとって、海洋問題での共通の懸念は、地域における中国の一方的な主張であり、それを実現しようとする際にますます目立ってきた独善性である。中国は2008、09年ごろから、厚かましく登場してきた。中国が海軍力を強化し、アジアにおける支配的な地位を追求するに従って、中国の姿勢がより独善的になるのは必然である。この場合、「独善的」というのは、これらの諸国の権益を脅かすように見えかねないか、さもなければ、中国の周辺海域やインド洋・太平洋地域の現状に疑義を呈し、それによって、地域の安定を損ね、諸国に懸念を抱かせるような中国当局・政府の行動や発言を指している。以下、一部のASEAN加盟国（南シナ海）、日本（東シナ海）、韓国（黄海）、排他的経済水域（EEZ）に関連する問題、南アジア地域（インド洋、アラビア海、ベンガル湾）に対する中国の言動を具体的に検証する。

## **（A）南シナ海**

### 法的及び外交的な声明、提案

（i）中国は、領域に関する長年の主張について、2009年5月と2011年に国連事務総長宛てに提出した口上書で正当化を図った。大陸棚の権利の延長問題に関しても主張を明らかにする準備書面を提出した。

（ii）2009年の口上書において中国は、南シナ海の島々と近接する海域については、海底

とその下の土壌も含めて議論の余地のない領有権があると主張した。中国の高官は、それ以降、この声明に沿った主張を繰り返している。

(iii) こうした文書は、中国の国民党政権が 1947 年に最初に制作した九つの破線の入った同地域の良く知られた地図を含んでいる。この地図には、西沙諸島、南沙諸島など南シナ海のすべての島を U 字形に囲む 9 本の破線が表示されている。破線の幾つかはベトナム、マレーシア、フィリピンの沿岸に近接している。これは、非常に目立たないやり方ではあったが、中国がその主張を根拠づけるための地図を国連に提出した最初のものになる。破線入りの地図はもっと以前に制作されていたが、公文書に掲載されることはなかった。2011 年に提出された文書では、さらに具体的な主張がなされている。つまり中国は、これらの島を基点に排他的経済水域や大陸棚を主張できると初めて述べたのである。

(iv) 上記の文書は、ASEAN の多くの加盟国や、この海域を利用するインド、日本、米国などの国々が、航行の自由について共通の利害を有しているだけに、明らかに警戒を呼ぶものであった。中国は、海域の主権に関する独善的な傾向をエスカレートさせ、領有権には議論の余地がないと口上書で主張した。さらに九つの破線の入った地図も受け入れられれば、国連海洋法条約に基づくベトナム、マレーシア、フィリピン、さらにはブルネイ、インドネシアの排他的経済水域は大幅に縮小されることを意味しかねない。これら諸島の支配と主張されたような排他的経済水域は、単に石油や魚介類、そのほかの資源の探査・調査、利用に打撃を与えるだけでなく、マラッカ海峡のような海域を中国の監視、管理下に置くことを可能にする。同海峡は、例えば日本の石油の約 80%、インド洋と太平洋を通るすべての貿易に頻繁に利用される国際航路である。これだけではない。こうした文書は、中国が東シナ海において大陸棚を延長する意図と、他の地域でも同様の権利を主張することを明白にしている。

#### 中国の主張を支える活動

(i) 近年、中国政府は、南シナ海の領土、領海に関する主張を擁護するため、以下のような様々な行動を起こしている。

(a) 年に一度の漁獲禁止の実施と対象の拡大。2009 年以降は外国の船舶も対象となった。

(b) 主に農業部漁業局（漁政）と国家海洋局による通常の上警備の中で、ベトナム漁民の拘束や測量船のケーブルの切断などが起きた。中国の海上監視船は、ベトナムやフィリピンの船舶に時に発砲したり、体当たりしたりした。警備の強化は、特に海底探査船を対象としたため、フィリピンやベトナムの船舶との衝突をもたらしたが、これは一層の独善的姿勢を裏付ける証拠である。さらに中国は南シナ海のベトナムの排他的経済水域内にある二つの区画でのインドの探査をも問題視する姿勢を見せている。

(c) 様々な形態による政治的、外交的圧力と占有されていない岩礁への標識の設置。

(d) 領有権を主張する海域での科学的活動や広範な海軍演習の実施。概して、これら

の行動は近年、回数、期間、内容のいずれも大幅に拡充されている。

(ii) 人民解放軍海軍はまた、領有権をめぐる係争中の南シナ海の海域で通常の巡回を行っているが、2005年以降はその頻度が高まっている。また、ここ数年、そうした海域での海軍演習の頻度と規模は増大し、係争海域での演習も含まれている。こうした演習には、高度の戦術演習、実弾発射訓練、岩礁強襲作戦などが含まれる。2011年には、大規模な特別機動艦隊、高性能の艦載ミサイル発射、水陸両用艇の上陸なども行われた。海軍の長距離飛行訓練では、レーダー妨害、夜間飛行、空中給油、爆撃シミュレーションも南シナ海で実施された。

(iii) 概して、このような演習や行動は、上述したような主張を守ろうとする中国の決意を示しており、近年における北京の一層の独善性をよく表わしている。さらに、中国の海上能力が向上するにつれ、主張は拡大しているように思われる。

## (B) 東シナ海

(i) 近年、中国（特に軍）の東シナ海におけるプレゼンスは、明確に増大している。2004年以来、人民解放軍海軍の軍艦は数度にわたり日本の離島の中の狭い海域を通過して東シナ海から太平洋へ出ており、日本は懸念を示している。こうした部隊展開の幾つかは、参加した艦船の数や性能の高度化において、過去に例を見ないものであった。これは、中国が、本土から遠く離れた場所でも海軍艦艇を組織化された方法で運用できる能力を高めたことをうかがわせるものである。

(ii) 2010年9月、日本政府が、東シナ海の尖閣諸島付近で日本の巡視船に故意に体当たりしたとして中国漁船の船長を逮捕したのに対し、中国は日本に極めて攻撃的な外交姿勢を取った。日本政府が船長を釈放した後も、中国は緊張緩和に動くのではなく、船長を拘束したことに対する謝罪と賠償を日本に求めた。日本は当然ながら謝罪を拒否し、日本の巡視船の修理費用を支払うように中国に要求した。

(iii) 2012年9月、日本政府が尖閣諸島の一部を民間の地主から買い上げて国有化すると、中国政府は日本を批判し、中国での激しい反日抗議運動を煽った。主に中国漁政か海洋局に所属する中国の監視船がほぼ毎日のように、尖閣諸島周辺を航行するようになった。監視船の一部は尖閣諸島の日本の領海に侵入し、海洋局の航空機が領空を侵犯した。2013年2月、日本政府は、中国海軍のフリゲート艦が1月に東シナ海で海上自衛隊の護衛艦に射撃管制用のレーダーを照射したとして、中国政府に抗議した。日本の防衛省はまた、これに先立ち1月に海上自衛隊のヘリコプターも別の中国のフリゲート艦からレーダーの照射を受けた疑いがある、と発表した。

(iv) 南シナ海のケースと同様に、中国の東シナ海、特に尖閣諸島周辺での最近の行動は、中国がその強大なプレゼンスをあからさまに打ち出したもので、挑発的かつ攻撃的である。南シナ海と同様、そのような行動は、長年抱えてきた国家目標を支える能力の増大と、挑発的で未曾有の対応が結び付いたものである。日本へのさらなる対応は、特に日本

に対する強硬な民族感情に影響されたもので、同じことが中国のインドへの対応にも当てはまる。

(v) 中国は2013年3月に開かれた全国人民代表大会で五つの主要な海洋取り締まり機関のうち四つを新たな海警局に統合することを決定した。統合された中国海警局は日本を上回るアジア最大の沿岸警備隊となろう。これは、尖閣問題を抱える日本との関係や南シナ海で中国の冒険主義をさらに煽り、地域の緊張をエスカレートさせかねない。

(vi) このほか注目すべき点は、中国海軍の展開が、中国周辺の外洋における運用能力の増大を明確に反映していることだ。日本近海における展開の多くは、西太平洋や、南方の南シナ海、さらにその遠方への航海を見据えたものである。こうして、係争海域における領有権の主張を支え、排他的経済水域に関する独自の解釈を擁護し、より一般的には西太平洋と南方におけるプレゼンスを強化するため、軍事的能力をさらに強化しようと中国が狙っていることは、疑いを入れぬところである。中国の行動は、死活的に重要な地域において、その権益を増進する能力が増していることをうかがわせる。インドは、こうした中国の能力の向上や、現時点でのインド洋における準備状況、その主張と権益を守る中国の攻撃的な行動に留意しなければならない。

### (C) 米国のプレゼンスに挑戦する排他的経済水域

(i) これまで検討してきた海上の領有権主張に加え、中国政府は近年、国連海洋法条約の排他的経済水域に関する沿岸国の権利の定義について独自の解釈を提示してきたが、これは、慣習から外れた独善的なものだとの見方が強い。米国など多くの国は中国の解釈を受け入れず、沿岸国には排他的経済水域内の活動に関連して環境や経済資源に対する管轄権があるものの、海洋法条約も国家の慣習も、しかるべき正当性を持つ他国の軍事行動を制限していないと主張する。

(ii) 2000年以降、中国海軍の艦船は、中国の排他的経済水域内の海域や上空で、米軍の監視船や偵察機としばしば対峙し、少なくとも一度は衝突し(2001年の偵察機E P 3の事件)、何度かは衝突寸前か危険な接近に至り(2009年3月と4月の米音響測定艦インペカブルとビクトリアスの事件)、いずれの場合も深刻な政治的危機をもたらした。2010年ベトナムのハイフォン沖でインドの艦船が巻き込まれたアリハント事件も、こうした範疇に入るが、この場合は、問題提起した情報源が中国当局によって否定し得るものであった。この事件は、ベトナムの経済的排他水域のかなり内側で起きたが、中国側にとっては、上述したような彼らが主張する境界線の中での事件だった。

### (D) 黄海

朝鮮半島沖の黄海における米韓両国と中国のにらみ合いも、排他的経済水域に対する中国の海洋主権概念の独善性に起因するものである。過去、この海域における米韓合同軍事演習は抗議を受けなかったが、2010年3月26日に韓国のフリゲート艦が半島の西側の沿

岸で撃沈された後、2010～2011年の演習は中国の強い抗議を招いた。中国が使った非常に抑制されてはいるが強硬な外交的な言い回しは、中国の懸念が緊迫した事態だけに基づくのではなく、中国が主張する経済的排他水域の内側で軍事訓練が行われることに向けられていることをうかがわせた。軍関係者の発言や、この出来事へのメディアの関心で示された強い抗議は、人民解放軍の主導によるものだろうと言われている。

### (E) インド洋地域

中国とインドは陸続きの国境を挟んでいることから、相互の関わりはこれまで陸上の分野に限定されてきた。両国の戦略も主として大陸を向いていた。だが、権益が地理的に拡大する右肩上がりの大国として、両国はくすぶる領土紛争を今も抱えながら、その関心を次第に海洋へも向けつつある。従って、近い将来、インドと中国が国際公共財である海洋で関わりを深めるのはあり得ることだ。最悪のシナリオは想像するに難くない。すなわち、利害の衝突が軍事紛争をもたらし、それが海洋に及ぶということだ。

インドの海洋権益が及ぶ地域は、海洋戦略に関する文書で表明されている。その主たる地域は、インド洋北部であり、次に重要な地域は、インド洋南部と西太平洋である。中国の場合、そうした地域は明確に示されていないが、推察することは可能である。中国の主たる関心は明らかに西太平洋にある。これは、1985年に海洋戦略を従来の「静的な沿岸防衛」から「積極的な近海防衛」に変更した際に初めて表明された。西太平洋の「列島線」に沿って中国海軍を発展させる計画も策定された。そのおおまかな目的は、2000年までに海軍が第一列島線まで作戦を展開できるようにし、2020年までにその能力を第二列島線まで伸ばすというものである。だが、もっと最近になると、中国の著作物は、当局がインド洋への関心も高めていることを反映するようになった。たとえば、2003年に「国防報」で蔣紅と魏岳江は、通常は日本からスマトラまでを指す第一列島線を遠い南方のディエゴガルシア島にまで延長してみせた。中国のインド洋における戦略的関心は、2008年12月から始まったアデン湾における中国海軍の海賊対処活動（これは、西太平洋以外での中国の最初の海軍の活動である）や、2010年に医療活動として病院船「岱山島」をインド洋地域に派遣したことが裏付けている。しかし、重要な点は、インド洋に「地政学的」なプレゼンスを確立しようという中国の戦略的な意図は最近生まれたものではない、ということだ。インドの故K・スブラマニヤム博士は2005年に執筆した著書の中で、中国が「21世紀の早い段階」で海軍をインド洋に展開する計画を1994年には持っていたことを想起している。もしそうであるなら、ソマリア沖の海賊は、中国に格好の機会を与えたことになる。そういう訳で、インド洋は中国にとって海洋権益の第二の地域であると推察してよいだろう。従って、戦略的な力点の置き方は異なっているものの、中国とインドの海洋権益の地域は、広範に重なり合っており、将来、この力点がインド洋に向けられることもあり得る。中国は、インドの権益と衝突する可能性があり、「インド洋向け政策」に従って、戦力展開の基地やインフラなどの能力の向上を進めている。こうした見方に立って、我々は、中国の

「戦略的ランドブリッジ（陸橋）」やいわゆる「真珠の首飾り」について検討する。

**戦略的ランドブリッジ（陸橋）** 中国が資源の輸送路としてインド洋に頼らざるを得ないことは、戦略上の大きな弱点となっている。胡錦濤・前国家主席が 2003 年 11 月に「一部の大国がマラッカ海峡の海上輸送の支配と干渉を試みてきた。我々は、エネルギーの安全確保のために新しい戦略を必要としている」と述べたことから、この不安は、「マラッカ・ジレンマ」と表現されるようになった。この新しい戦略は、東南アジアの隘路を迂回する陸上のエネルギー・パイプラインを作ることによって可能となる。このプロジェクトは、ミャンマーのシトウェ、パキスタンのグワダル、バングラデシュのチッタゴン、タイのクラを包含する。現時点において、このプロジェクトに最も関係があるのは、シトウェ瑞麗パイプラインと、それと直結するチャウピユでの石油陸揚げ港の建設である。このパイプラインは、中東やアフリカの原油だけではなく、ミャンマー沖合の天然ガスも輸送することが想定されている。これが 2013 年までに完成すると、インドのアンダマン・ニコバル諸島付近を通過する中国のタンカーは大幅に増える。これは、インドに対する中国の情報収集を容易にする。中国はまたミャンマーに対し、エネルギー・インフラや海運施設を守るため海軍の出入りを認めるよう圧力をかけるかもしれない、インドへの影響は深刻だ。もっとも、このパイプラインが中国の戦略的脆弱性を大幅に減らすことはなさそうだ。なぜなら、中国の石油需要の増大でパイプラインが対応できず、輸送される石油の大半は伝統的なシーレーンを通ることになるからである。加えて、パイプラインは、東南アジアの海峡を迂回するだけであって、インド洋を迂回できる訳ではない。こうしたことから、中国のアナリストたちは、さまざまな提案をするようになった。一つは、「公海防衛作戦」のために南海艦隊の「戦略的防衛線」を拡大することである。もう一つは、インド洋専用の艦隊を創設することである。いずれの道を選択しても、インド洋地域で中国海軍のプレゼンスが大いに強まることになる。インド洋はインド海軍の主要な関心事だが、中国がそれに気配りする可能性は小さい。このことが、中国が築きつつあるいわゆる「真珠の首飾り」に我々を導く。

**真珠の首飾り** 中東からインド洋を経て南シナ海に至るシーレーン沿いに一連の戦略的関係を築くことは「真珠の首飾り」の名で呼ばれ、南シナ海の海南島が首飾りの最初の真珠である。首飾りはさらに伸びて、世界 2 位の石油消費国で世界 3 位の石油輸入国である中国が石油の大半を輸入するシーレーンを覆う。既に述べたように、パイプラインを建設しても、インド洋のシーレーンを確保する必要は残るので、インド洋における中国海軍のプレゼンスを予測できる。パキスタン、スリランカ、ミャンマー、バングラデシュにおける基地やその他の施設の構築は、中国の関与が純粋に経済的な理由だけからではないことを示している。

## 結論 リムランド（大陸周縁部）安全保障戦略の構築

中国は、経済的、社会的、政治的課題の進行に直面している。貧富の差の拡大と、党・政府高官の汚職の蔓延で大衆の不満が高まっている。共同通信の報道によると、2011年に中国で暴動を含む抗議行動が18万件も発生した。中国はこの不満を和らげ、共産党一党独裁体制を維持するために、持続的な経済発展をどうしても必要としている。経済発展を続けるために、中国はエネルギーと天然資源を必要としている。だからこそ中国は資源を求めて四方に手を伸ばす、北はロシア極東部、東は南シナ海と東シナ海、南はインド洋地域、西は中央アジアである。

中国周辺海域における海底エネルギー・天然資源の開発と、そうした資源を中東やアフリカから運ぶためのシーレーンの確保が、中国の南シナ海、東シナ海、インド洋における海軍増強の主な理由の一つのように考えられる。

南シナ海、東シナ海の大半の海域を支配しようとする中国の強い願望のもう一つの理由は、係争中の島々に対する領有権主張を支え、台湾有事の際に米国海軍を接近させないためであろう。南シナ海と東シナ海を支配すれば、中国海軍は、日本や他の諸国の狭い島の間を通り、西太平洋やその先へ軍艦や潜水艦を展開することも可能になる。

加えて、南シナ海は深い所で水深が3000～4000メートルあり、中国の新型の晋級原子力潜水艦の展開に適している。もし中国が核弾頭搭載の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）JL2を装備した晋級原潜を南シナ海に配備し、将来、JL2の射程が伸びて米国本土に到達できるようになれば、米国に対する核報復攻撃能力は増し、米国の核抑止力の優位性が後退する。海軍の専門家の中には、中国は南シナ海を米国本土の攻撃が可能なSLBMを発射するための聖域にする意図を持っていると考える人もいる。

中国の「核心的利益」は強い領土的性格を持っており、それは国家目標である「領土の統合」に明らかに見て取れる。このところ中国は、上述したように政治的手段と軍事的手段の両方を用いて、南シナ海と東シナ海での領有権主張をますます強めてきた。こうして、中国の「和諧」（調和）の美辞麗句と戦略的な行動はまるで正反対の方向を向き、軍事的能力の向上につれて強硬な行動を求める国家主義的な要求が強まり、中国は「核心的利益」と「譲ることのできない権利」を主張するという予測可能なパターンを取る。

中国の独善的な姿勢がより強硬になり、海軍力の増強と相まって、西太平洋で米国を巻き込んだ武力紛争につながる可能性もある。そうなれば、この地域に戦略的、経済的な利害関係を有するインドと日本の双方に影響が及ぶ。

中国は、対艦弾道ミサイルの開発がかなり進んだ段階にあり、米国の空母や他の水上艦を中国の海域とりわけ台湾海峡に投入させない接近阻止・領域拒否（A2/AD）戦略に必要なそれ以外の手段も持っている。米国は、このA2/AD戦略に対抗するため「エア・シー・バトル（空海統合作戦）概念」という名の戦略を策定中である。対艦弾道ミサイルシステムのカバー領域は西太平洋だけでなくベンガル湾や北アラビア海の大半に及ぶため、この海域でのインド海軍の空母の活動に深刻な影響を与えるとも言える。

このように、日本、韓国、一部のASEAN諸国は、中国と経済的に深い結び付きがありながらも、深刻な主権・資源問題を中国との間で抱えている。インドも同様に中国との領土問題や海の問題を懸念している。米国は、この地域全体の航行の自由と、日本、韓国、タイ、フィリピン、オーストラリアとの間の条約上の義務、そして台湾への防衛約束に利益を有している。オバマ政権の新しいアジア「回帰」政策は、アジア太平洋地域への米国の関心とコミットメントを明らかに反映している。

今後数年の間に、米国は、西太平洋における安全保障上のコミットメントを保持し続けるであろうが、経済的な制約とアフガニスタンやイラクの戦略的重要性の低下は、インド洋における米海軍のプレゼンスの低下をもたらすかもしれない。そうなれば、中国はますます大胆になり、インド洋地域での作戦上の必要から、「真珠の首飾り」の構築をより押し進めることになるだろう。

中国はインドの領土の領有権を主張しているが、同時にインドの外縁にある諸国と経済関係や安全保障関係を築き、こうした国がチャイナ・カードを切ると即座に対応してきた。さらに、中国は、インドの西隣でパキスタンと実質的な同盟関係を持ち、東隣でミャンマーと深い安全保障関係を構築した。もともと、ミャンマーとの関係は幾分変わろうとしている。中国は、インド洋地域で「真珠の首飾り」をつくって「真珠」を急速に増やししつつあるが、これは、中国が自ら理解するところの安全保障のために戦争を幅広く準備する作業の一環とみなすべきである。中国の戦力投射能力が向上し、インド洋地域における陸と海での領有権主張の支援に中国が動くにつれて、中国の「核心的利益」や「譲ることのできない主権的権利」がインド洋に広がるのは時間の問題である。貿易本位の商業港であるという見せかけは、中国の「核心的利益」のいきり立った発表に取って代わられ、少なくとも1、2か所で海軍基地への転換が必要になるのではないか。

インド洋・太平洋地域の地図を眺めれば、中国がアジアのハートランド（心臓部）の中心に位置し、パキスタンや北朝鮮といった同盟国やネパールやミャンマーのようないわゆる「狙い目の国」と力を合わせ、アジアの大陸部全体の支配をもくろみ、次いで海洋進出を目指すことに気付く。この戦略への反対は大陸周縁部に位置する諸国から出てくるもので、それに他の一部の民主主義国が加わる。中国の戦略的な動きに対抗するためには、インド、日本、韓国と、東南アジアの沿岸部にある諸国が戦略的パートナーシップを構築し、米国の支持を得て、リムランド（大陸周縁部）安全保障の取り組みを採用することが重要である。インドの「ルックイースト政策」もこうした戦略的な方向を提供するはずだ。なぜならインドにとって、インド洋・太平洋地域の沿岸部でも重要なプレーヤーとなることが肝要だからである。インドは自らのA2/A D戦略を中国に対して構築する必要が恐らく出てくるだろう。それには、海戦に関係するさまざまな領域で他の周縁部諸国や民主主義国からの技術的、物的支援が非常に貴重となる

## （2）テロと国境を越えた犯罪

インド洋・太平洋地域ではテロや、海賊など国境を越えた犯罪の脅威が増している。テロはインドネシア、タイ、フィリピンなどで深刻な被害を出している。インドも数十年間にわたって、国家に支援されたテロの標的となってきた。テロ集団は地域を横断して結び付いているが、国家レベルでの対テロ協力は明らかに不十分である。今こそ、こうした問題に関する様々な国際的な取り決めや国連決議を実行し、それらを生かすために行動すべきである。

インドと日本は、関係当局の協力を緊密化することでこの問題の先頭に立ち、特にテロや国境を越えた犯罪の資金を断つために協力することができる。

「アジア協調」体制に加わる諸国もこの課題に立ち向かうために、一層関わりを深めることに同意すべきだ。現状では、そのようなアプローチを取るための政治的な理解がこれら諸国に不足しており、そうした問題は国家が集団的にではなく、個別に直面しているものであるとみなす傾向が依然として存在する。

我々は、「海洋の安全と海洋保護の対策」を検討するよう提案する。この対策は、海洋という国際公共財を管理するモデルとなるガバナンスシステムを作り、海上交通の安全を確保するとともに、不当な環境破壊行為による海洋の生態系の劣化を防ごうとするものである。**対策の詳細は補遺 1 で説明してある。**

### 第3部 産業・技術協力

近年、日本とインドの経済関係は拡大傾向にある。インド商工省の統計によると、2011年度（11年4月～12年3月）の日印間の貿易総額は184億ドルで、2年連続で対前年比30%以上の伸びとなった。しかし、日印貿易は、日中貿易や中印貿易に比べるとはるかに少ない。中国は日印両国にとって最大の貿易相手国の一つだが、日本はインドにとって11位（2011年度）、インドは日本にとって二十数番目の貿易相手国にすぎない。

2011年8月には日印間の包括的経済連携協定（CEPA）が発効し、経済全般にわたって両国関係を促進する基盤ができた。しかし、貿易や投資の内実を見ると、防衛、原子力、サイバー部門など、国家安全保障や経済安全保障の根幹に関わる戦略産業では、協力の実績がほとんどない。

日本とインドには、産業・技術協力の進展を阻害する制度的、政治的要因が依然として存在する。そうした要因が取り払われ、アジアの二大民主主義国家である日本とインドが貿易・投資関係、産業協力を一層拡大すれば、共産党一党独裁の下で台頭する中国の影響増大を相殺することは可能である。とりわけ戦略産業における日印協力は、両国が標榜する「戦略的グローバル・パートナーシップ」を名実共に築くために避けることのできない課題となろう。

第3部では、日印の産業・技術協力の進展を阻害している両国それぞれの制度的、政治的要因を分析する。

#### 産業・技術協力を制約する日本とインドの制度的、政治的要因

##### （A）防衛産業・技術協力

日本からインドに対する武器や軍民両用技術の移転および共同開発・生産は、日本政府が数十年来、政策として採用してきた武器輸出3原則によって禁じられてきた。

本来の武器輸出3原則は1967年に自民党政権の佐藤栄作首相が国会答弁で表明したもので、①共産圏諸国②国連決議で武器輸出が禁止されている国③国際紛争当事国またはその恐れがある国—には武器を輸出しない—というものだった。

ところが、1976年に同じ自民党政権の三木武夫首相が、①上記の諸国以外への輸出も「慎む」②武器製造関連設備も禁輸対象に含む—とする政府統一見解を発表して、禁止の対象地域と内容を拡大。さらに同年、通産大臣の国会答弁で、武器関連技術にもこの方針を準用するとされ、武器や関連機材、技術の対外移転がほぼ全面的に禁止されることになった。

もっとも、3原則およびその拡大方針に法的拘束力はなく、1983年に対米武器技術供与を3原則の例外としたのを皮切りに、ミサイル防衛システムの日米共同開発・生産や、テロ・海賊取り締まり用の巡視艇のインドネシアへの輸出など、個別の緩和措置が取られて

きた。

しかし、そうした個別措置では不十分だとの認識が強まり、民主党の野田佳彦政権は 2011 年 12 月 27 日、3 原則の包括的な緩和に踏み切った。新基準の概略は以下の通りである。

(1)平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とする。その際、日本政府の事前同意なく、この装備品が目的外使用されたり第三国に移転されたりしないよう、相手国政府が厳重に管理することを前提とする。

(2)防衛装備品等の国際共同開発・生産については、日本との間で安全保障面での協力関係があり、その国との共同開発・生産が日本の安全保障に資する場合に実施する。その際、参加国による目的外使用や第三国移転は日本政府の事前同意を義務付けるなど、厳格な管理が行われることを前提とする。

(3)それ以外の輸出については、武器輸出 3 原則等に基づき引き続き慎重に対処する。

この見直しに基づき、日本政府は政府開発援助（ODA）の活用等を通じた巡視艇の供与を含む沿岸警備能力強化支援を検討しており、フィリピンから既に支援の要請がきている。また、英国との間で防衛装備品の共同開発・生産で合意し、具体化の詰めに入った。米国、フランス、イタリアなどからも、日本との共同開発・生産に関心が示されている。オーストラリアからは、海上自衛隊の潜水艦のエンジン技術を提供してほしいとの要望があった。

インドは 3 原則見直し以前から、海上自衛隊が運用する国産の救難飛行艇 U S 2 の輸入に特に関心を示してきた。U S 2 は捜索・救助活動のほか、洋上監視や人員・物資輸送など多目的の飛行艇として使え、インド海軍としても利用価値が高い。日本政府は、U S 2 は 3 原則の禁輸対象となる防衛装備品ではなく、輸出に問題はないとの立場だが、インド側と価格の面で折り合いが付いていない。

2012 年 12 月の総選挙で政権を奪還した自民党は、武器輸出 3 原則のさらなる見直しに積極的で、同党主導の第 2 次安倍晋三政権は 2013 年 3 月、自衛隊が次期主力戦闘機として導入する最新鋭ステルス戦闘機 F35 について、日本企業が製造する部品の輸出を武器輸出 3 原則の例外とする方針を発表した。安倍首相は日印の安全保障協力拡大に意欲的なことから、インドに対する武器輸出規制の緩和に前向きに取り組むことが期待される。

武器輸出 3 原則とは別に、大量破壊兵器や通常兵器の開発や製造に転用可能な汎用品・技術の国際的な輸出管理体制に加わっている日本は、国内法（外国為替及び外国貿易法）に基づいて「安全保障貿易管理制度」を設け、そうした汎用品・技術の輸出管理を行っている。この制度は、外国に売ろうとする汎用品・技術が兵器の開発や製造に使われる恐れがある場合に、経済産業相の事前の許可を必要とする制度だが、許可が不要な国のリストにインドは入っていない。これはインドが核拡散防止条約（N P T）や各種の国際的輸出管理体制に加わっていないことが理由になっている。次の節で説明する通り、インドの N P T 非加入を理由とする規制は不当であり、見直すべきであるとわれわれは考える。

インドには、軍装備品の貿易に関する制限がほとんどない。インドが輸入する武器の用

途に関して、政治的な条件や制約などはない。そのため、一部の国との間で、最終用途の監視の問題で多少の障害が存在する。これも一因となって、インドは特定の武器について、監視の条件が運用上好ましくない場合に輸入を断念することがあった。

同様に、インドは軍装備品を輸出しようとする国に「オフセット」（見返り）要件を満たすよう求めている。インドの立場は単純明快で、輸出国に対して、インドに輸出する装備品をインド国内でライセンス生産することに同意するよう求める。ライセンス生産が行われるようになるまでじっくり時間をかけ、最初は武器の完成品が輸入される。しかし、徐々にインドの製造業者が現地生産できるようにならなければならない。

オフセット制度が導入されたのは比較的最近で、軍装備品の大量輸出国は取引額の 30～50%をインドで現地調達することを義務付けられる。そうした現地調達の実施部門の一覧はインド国防省で入手でき、輸出国にはかなりの程度の選択の自由が与えられる。さらに、輸出国が困難に直面する場合には、インド政府は政策見直しの提案を受け入れる。一例として、民間航空部門をオフセット制度の対象にすることを認める決定が最近下された。

インドはこれ以外の形態の協力促進にも積極的で、共同生産はインド政府の優先目標の一つである。インドは科学と産業の基盤が強力で、軍用機材の安定した市場を持つ。それゆえ、相手国はインドの市場の深さと技術的熟練から得るものがあり、共同開発・生産は魅力ある提案である。

新たなもう一つの流れは、インド国防部門への民間の参入である。一部の民間企業は国防産業と長年の確立した関係を持つが、新規企業が登場しつつある。もっとも、その進行は遅い。政府と国防産業はこの問題で定期的に接触しており、早期の進展が期待できるのではないかと。

## （B）一般産業間協力

日本はインドでの投資で上位 5 カ国の一角を長年占めてきた。しかし、インドでの投資や市場占有率で日本を追い越す国も出てきた。日印貿易は 2010 年度の 137 億 2000 万ドルが 2011 年度に 184 億 3000 万ドルとなり、実に 34.33%増を記録したが、この額は日中貿易（2010 年度は 2971 億 9000 万ドル）よりずっと少なく、中印貿易（2010 年度は 630 億ドル）にも及ばない。

また、日本からインドへの直接投資額は統計によってばらつきがあるが、進出日系企業数は 2008 年 550 社、2009 年 627 社、2010 年 725 社、2011 年 812 社、2012 年 926 社（在インド日本大使館集計）と着実に増えており、日本のインド向け投資が拡大傾向にあることは間違いない。日本の国際協力銀行（J B I C）が日本企業を対象に行った調査では、2011、2012 両年度ともインドは長期的な海外事業展開の有望国のトップとなった。また、2012 年度と同調査では、自動車産業に関してインドは中期的な事業展開の有望国としてもトップとなった。しかし、全体では、インドは中期的な事業展開の有望国として中国に次ぐ 2 位だった。化学、一般機械、電機・電子といった重要産業に関して、インドは海外

事業有望国として中国に次ぐ2位となった。

それでも、2011年度の日本からの投資はインドに流入する海外直接投資（FDI）総額の4%を占めるにすぎず、日本の投資能力とインドの吸収能力を反映する水準に至っていない。日本貿易振興機構（JETRO）によると、2011年1～3月の日本からインドへの直接投資額は2億8900万ドルで、前年同期比36.3%減少した。

インド進出日系企業でつくるインド日本商工会がインド政府に提出した建議書にある通り、日本のインド向け投資を抑えてきた主な制約要因には以下のものが含まれている。

- (1)配当分配税＝現在の税制では、1件の収入に2度の課税が行われている。すなわち、最初は（配当を支払う企業にインド国内で）配当分配税が課され、2度目は（配当を受け取る）外国株主の居住国で国外からの配当金に課税されている。これは、日本からインドへの直接投資の増大を事実上阻害している。
- (2)移転価格税制＝同一の多国籍企業グループ内の関連会社間の商取引には、独立した企業間の関係を形づくる市場の力とは違う力が作用する可能性がある。ある関連会社がグループ内の別の関連会社へ一定の価格で商品やサービスを売る。この価格は「移転価格」と呼ばれる。しかし、この価格は市場の力で決定されないため、外国企業グループの無節操な慣行を回避するために、移転価格に課税されることになった。動機は不公正な慣行を回避するためだったが、インドには移転価格への課税に明確な基準がなく、その結果、現税制はインドへの直接投資の障害となっている。
- (3)優先部門向け貸し出し＝優先部門向け貸し出しに関する最近の規則改正で、外国銀行は中小零細部門での運用が規制され、国内融資に非常に慎重になった。その結果、改正は外国銀行の国内事業拡大の意欲を削ぐだけでなく、国内での資金調達が必要な企業のビジネス活動も縮小させている。
- (4)保健部門の外資規制の上限＝外国保険会社の出資比率は現在26%が上限である。この規制により、外国保険会社は損失管理措置など国際的リスク管理方法を導入することができない。

こうした点は政策上の制約要因として働き、日印の産業間協力を阻害している。しかし、インドは最近、組織小売業への外資規制を緩和した。組織小売は現在、インドの小売市場の8%を占め、大手コンサルティング会社デロイトのレポートによると、2020年までに20%へ飛躍的に伸びる可能性が大きい。これは当然ながら日本の小売業の投資者には歓迎すべき政策変更である。しかし、製造業部門を外資に開放するには、行うべきことが多い。

それに加えて、産業間協力を制約する一定の国内要因がインドに存在することを認めなければならない。日本の企業が外国企業と競争したいと考えているインドの産業部門の多くは、労働集約的な部門である。インドは外資の一層の流入を必要としているが、雇用の成長と雇用の安定を確保する必要もある。

### (C) 原子力協力

インドは核拡散防止条約（NPT）に加盟せず、独自に核兵器開発を進めてきた。1974年と1998年の2度にわたって核実験を実施したことから、インドは国際的に孤立し、原子力発電に関しても、ロシアを除いて外国から協力を得ることができなかった。

ところが、米国はブッシュ政権の下でインドとの関係改善に踏み切り、2005年7月、インドがNPTに非加盟のままでも米国が民生用の原子力協力に向けて努力することで米印首脳は合意した。2008年9月には、NPT非加盟国に対する原発関連品・技術の輸出を規制する「原子力供給国グループ」（NSG）の総会が、インドを規制の例外とすることを、日本を含む全会一致で承認した。

NSGによるインドの例外化決定の後、米国のほか、フランス、ロシア、カナダ、韓国などが相次いでインドと原子力協力協定を締結し、日本も2010年6月に締結交渉に入った。

日印原子力協力協定交渉は、菅直人民主党政権の下で始まったが、同政権の岡田克也外相が2010年8月、インドが核実験を再開すれば協力を停止する旨を協定に盛り込みたいと言明したことで、暗礁に乗り上げた。さらに、2011年3月の東日本大震災で福島原発事故が発生し、交渉は事実上中断した。菅政権は「脱原発」へ舵を切ったものの、後任の野田佳彦首相は2011年12月に訪印し、交渉の再開と早期妥結の重要性でマンモハン・シン首相と一致した。2012年12月に発足した自民党の第2次安倍晋三政権は「原発ゼロ」を唱えた民主党の路線を転換するとともに、インドとのエネルギー協力の推進を公約に掲げていることから、交渉の再開と進展が期待される。

日印原子力協力協定交渉が難航しかねない根本的な原因は、核問題に対する両国の姿勢の違いにある。日本は、国家の究極的な安全保障を米国の核抑止力に頼る道を選択し、自ら核兵器保有の道を閉ざし、NPTに加入した。これに対し、インドは自国の安全保障のため核戦力は不可欠という立場を堅持し、NPTに加入せず、包括的核実験禁止条約（CTBT）にも署名していない（ただし、1998年の核実験の後、核実験の自粛を宣言している）。

インドの核武装は、1962年に中印戦争で衝突し、インドの広大な土地の領有を引き続き主張している中国が1964年に核実験に成功したためである。インドは1970年に発効したNPTへの加入を拒否した。NPTは極めて差別的な国際核管理体制で、中国が「核兵器国」として優遇されるのに対し、遅れて核実験をしたインドは「非核兵器国」としか認められない。

日本の外務省は2008年のNSG総会後も、インドにNPTへの非核兵器国としての加入とCTBTの早期署名・批准を求める立場には変わりはないと言っている。しかし、米国の「核の傘」の下という一見安全な場所に身を置く日本が、自国の安全を自国の核抑止力で確保しようと努めるインドに対して、NPT加入、核兵器の放棄、核実験の中止などを要求するのは筋違いである。こう論ずる根拠は、インドが既存の核兵器保有国に「核の傘」を求め、断られた事実で強まる。インドは独自の核抑止力を開発する以外に選択肢がなくなったのである。

実のところ、日本は自主核武装の選択肢を放棄した後も、五つの核兵器保有国（米ソ英仏中）と非保有国を差別的に扱うNPTへの加盟に反対または慎重な意見が国内に根強く、NPT加入は苦渋の決断だった。さらに、日本政府は1970年のNPT署名に当たり、日米安保条約が将来廃棄されるなど、日本の安全が危うくなった場合には、条約の規定により脱退できるとの立場を表明した。そうした経緯のある日本だからこそ、NPT非加盟を貫くインドの立場を理解できるはずである。

また、米国やフランスの原子炉メーカーは、提携関係にある日本企業の技術や日本製の機材なしでは、インド向けに原子炉を製造できない。日本企業が世界の大半を製造している原子炉用品（例えば日本製鋼所が造る圧力容器）もある。このため米仏はインドとの原子力協力に日本企業の参加を必要とし、それには日印原子力協定の締結が必要となる。

米国がブッシュ政権下でインドとの原子力協力を踏み切った大きな理由の一つに、台頭する中国への牽制としてインドとの関係を強化する戦略的考慮が働いたはずだ。日本も同じ戦略的考慮で、政治、経済、軍事の各分野にわたりインドとの連携を強化すべき時にあり、日印原子力協力を阻害してきた「核の呪縛」から自らを解き放ち、インドとの協力協定を早期に締結すべきである。

このほか、インドとの原子力協力を制約する大きな要因といわれているものに、インドの2010年原子力損害賠償民事責任法がある。この法律は、原子力発電所の事業者（一般に電力会社）だけでなく原子炉の製造者や供給者にも事故の際の責任を負わせる内容で、外国のメーカーのインド進出を阻害しかねないものである。2011年11月11日に発効した同法は、補完的原子力損害賠償条約に反映された国際的な原発事故責任原則に反すると米政府に指摘されたと報じられている。

同法の第7条は、事故の責任を負うべきさまざまな集団の責任分担率を定めている。それによると、事業者は50億ルピーを支払わねばならず、残りはインド政府が支払う。しかし、外国の供給者や製造者にとって事態を難しくする重要な条項が二つある。

まず、事業者には責任を遡及する権利が与えられ、賠償金の返還を原子炉の供給者に請求することが認められる。第46条は産業事故に関して、供給者がインドのいかなる法律にも従うよう定めている。これは供給者責任の原則を大いに拡大するもので、原子力協力の阻害要因として働く。インド最高裁は従来、国際合意の大半は法的拘束力を持たないとし、国民の権利を確実に保護するためには具体的な立法が必要だと強調してきた。原子力損害賠償民事責任法はそのためにつくられたものだが、インド政府は最近、クダンクラム原発1～2号機を同法の対象とせず、ロシアとの政府間合意によって管理するとの決定を下し、同法の目的に疑問を生じさせた。また、この政府決定は外国の政府や供給者に疑念を生み、こうした不確かな状況の中で営利的な決断をするのを難しくしている。

原子力損害賠償民事責任法における供給者責任を明確にすることは必要だが、供給者責任そのものは、ボパールでのガス爆発事故の後、インドで強く支持されている。1984年に発生したこの事故では3900人が即死し、その後数週間でさらに8000人の死亡が伝えられ

た。重傷者は7万人に上った。米ユニオン・カーバイド社による賠償申し出額は4億7000万ドルだったが、この事故をメキシコ湾における最近の爆発・石油流出事故（作業員11人が死亡）で英BPが示談金として支払った45億ドルに比べると、極めて低額である。ユニオン・カーバイド社の事故のことを考え、国民の権利を確実に守るには供給者責任を問うことが必要だというのがインド国民の意見である。

#### (D) サイバーセキュリティー協力

インターネット技術の進歩により、現代の政府機能や産業活動、国民生活はコンピューターなしでは立ちいかななくなった。ある国のコンピューターシステムを攻撃すれば、その国に壊滅的な打撃を与えられる時代が到来し、今やサイバー空間は、陸海空と宇宙に次ぐ「第5の戦場」と呼ばれるまでになった。サイバー攻撃には、現在の技術で攻撃者の特定が困難という特徴がある。つまり、攻撃者は正体を偽装することができる。また、攻撃者は国家である必要はなく、国家以外の組織や個人（例えばテロリストや狂信的愛国者）もサイバー攻撃を仕掛けることができる。さらに、サイバー攻撃は、それを規制するための国際的枠組みが存在しない。そのため、国家の中枢部と国民生活をサイバー攻撃から守ることは、現代国家の共通の課題となっている。

インドは、ソフトウェアの開発をはじめIT（情報技術）産業が大きな成長を遂げ、高等教育を受けた若い世代も多いのが強みだ。日本は半導体チップの開発や製造、ナノテクノロジー、人工知能などの分野で優れている。日印がそれぞれの強みを生かし、サイバーセキュリティーの分野で協力できる余地は大きい。**サイバー協力の分野で日印双方の利益となる行動・計画の詳細なリストを補遺2に掲げてある。**日本の民間企業がインドにサイバー技術を移転したり、インド側とサイバー技術の共同研究・開発を行ったりすることに、日本の憲法上の問題は全く生じない。ただ、防衛産業・技術協力の項目で説明したように、軍事転用可能な汎用品・技術の日本からの移転には、武器輸出3原則や安全保障貿易管理制度に基づく規制が課されている。そのため、サイバーセキュリティーを主目的とする機材や技術の輸出や共同開発・生産であっても、高性能コンピューター、ソフトウェアなどは規制の対象となる可能性も出てくる。

#### ▼日印防衛当局によるサイバー協力の可能性

2011年9月、日本の大手防衛企業へのサイバー攻撃が発覚した。その後の調査で、真に機微な防衛関係情報や原子力技術などは盗まれていなかったと報道されたが、この事件から、それまで10年余りの日本政府によるサイバー対策の努力は不十分だったことが明白になった。

この事件をきっかけに、日本政府により、多くの取り組みが行われた。例えば、総務省、経済産業省、警察庁はそれぞれ、サイバー攻撃に関する官民の情報共有の仕組みを新設ないし拡充した。防衛省は、防衛関連企業のサーバーやパソコンにウイルスの感染や不正アクセスがあった場合に、直ちに防衛省への報告を義務付けるよう規則を改正するとともに、

サイバー攻撃に 24 時間態勢で対処する「サイバー空間防衛隊」を 2013 年度に新設することを決めた。

しかし、こうした関係省庁の取り組みはあっても、日本政府の強力なサイバー対策が一元的に実施されているとは言い難い。そもそも、外国からサイバー攻撃を受けた場合に、日本の中枢システムを守るのはどの組織かという点に関してさえ、明確なコンセンサスが存在しないのである。

国家の中枢にサイバー攻撃が加えられるという国家非常事態が起これば、国防省や軍が対処するのが「普通の国」であろう。しかし、現在、日本の防衛省・自衛隊が守る対象とされるのは「自衛隊の情報システム・通信ネットワーク」であって、それ以外の日本の中枢システムを守る任務は明文化されていない。

自衛隊にとって大きな問題は、運用がいわゆる「ポジティブリスト」によって行われ、国内法に任務が規定されていないと行動できないことである。普通の国の軍隊は「ネガティブリスト」によって運用され、法律で禁止されていること以外は何でもできる。自衛隊の任務を法律でいかに細かく規定しても、必ず決めていない事態が起きるので、運用基準をポジティブリストから他国並みのネガティブリストに転換することが必要である。

ポジティブリストによる現行の制約の下で、自衛隊が防衛出動できるのは、基本的には外部からの武力攻撃があったか、武力攻撃が切迫していると政府が認定した場合だ。これまで政府は武力攻撃には 4 類型（着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）があると想定してきたが、この中にサイバー攻撃は含まれていない。

しかし、防衛省・自衛隊は日本の中枢システムへのサイバー攻撃に対して行動する可能性を模索している。それがうかがえるのは、防衛省が 2012 年 9 月に発表した「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」という指針である。同指針は「防衛省・自衛隊は、武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、これに対処する任務を負って」というと明記した。これにより、「武力攻撃の一環として」という極めて限定的な条件付きながら、防衛省・自衛隊がサイバー攻撃に対処可能だという方向性が出てきた。従って、日本の現在の法制度の下でも、日印防衛当局間で具体的なサイバー協力を視野に入れた議論ができる環境が整ってきたと言えるのではないかと。

しかし、日本政府はもっと踏み込み、外国政府が関与するサイバー攻撃は被害の大きさ次第で武力攻撃とみなされ、自衛権発動の対象になり得ると宣言することを検討すべきである。ちなみに、米政府は既に、サイバー攻撃を場合によっては戦争行為とみなし、自衛のため軍事力の行使も辞さないと表明している。

さらに、自衛隊による本格的な国際サイバー協力には、ポジティブリストからネガティブリストへの転換をはじめ、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認することや、究極的には憲法改正により「専守防衛」の制約を取り払い、攻撃用サイバー兵器の開発を可能にすることが必要になるのは言うまでもない。

## 第4部 国際機関や地域問題での協力

### (1) 国際機関における協力

2011年12月28日、野田佳彦、マンモハン・シン両首相が署名し、ニューデリーで発表された共同声明はその第31項で、次のように国連安保理改革に触れている。

両首脳は、常任理事国及び非常任理事国の拡大を含む国連安全保障理事会の改革を実現するとの決意を改めて確認した。両首脳は、この考えに基づき、国連総会の政府間交渉に積極的に参加していくことで一致するとともに、安保理をより代表性、正統性、実効性が備わったものにし、21世紀の国際社会の現実により応えたものにするため、一層努力することを決定した。

安保理改革の眼目は、日印両国の常任理事国入りにあり、そのため両国は「政府間交渉に積極的に参加」するなど「一層努力する」というのである。

しかし、安保理の現常任理事国として拒否権を持つ中国が、日印の影響力強化につながる安保理改革に賛成するとは思えない。中国はこれを妨害する姿勢を長年取ってきたし、安保理に新たな常任理事国を加えるのを阻止するためにできることは何でもしてきた。中国がアジアの他の国が常任理事国になるのを望んでいないのは明らかである。

また、日本、インド、ドイツ、ブラジル4カ国の常任理事国入りという案(G4案)には、それぞれを域内でライバル視する韓国、パキスタン、イタリア、アルゼンチン等の異議に加え、西欧から英仏2カ国という現状自体が不公平で、さらにドイツを加えるなど論外であり、欧州連合(EU)として代表枠を一つにすべきだとの意見も広範囲に存在する。

国連憲章の改正および発効には、「総会の構成国の3分の2の多数で採択され、かつ、安保理のすべての常任理事国を含む国連加盟国の3分の2によって批准」されることが必要である。1965年、非常任理事国の数を国連発足時の6から10に増やす改正が採択され発効した。しかし、常任理事国の拡大は問題が質的に異なる。

予見し得る将来、日印の安保理常任理事国入りを含む憲章改正が総会で採択される可能性、いわんや発効に至る可能性は極めて低いと思われる。われわれは常任理事国入りの努力はするが、拒否権を持つ中国の賛同を得るために日印両政府が政策の策定や実行を自制することがあってはならない。

常任理事国入りの努力は日印協力の有意義な分野だが、同時に両国は国連安保理以外の国際的枠組みを活用することにも努力を払うべきである。先の日印共同声明は第23項で次のように言う。

両首脳は、東アジアの平和、安定、経済的繁栄を促進することを目的として、共通の利益及び関心事に関する幅広い戦略的、政治的、経済的問題についての対話の場としての東アジア首脳会議(EAS)への支持を改めて確認した。両首脳は、EASが、アジア太平洋地域において開放性・包含性・透明性のある地域協力枠組みを構築するフォーラムとして果たし得る重要な役割を確認した。両首脳は、EASへ

の米国及びロシアの参加を歓迎した。両首脳は、ASEAN（東南アジア諸国連合）を原動力とする首脳主導のフォーラムとしてのEASへの支持を表明した。（以下略）

中国が特権的地位を有する国連安保理と違い、EASにおいては日印と中国の権限は対等である。鳩山由紀夫元首相の「東アジア共同体」構想が米国を排除したのとは違い、EASには中国への牽制力として重要な米国も含まれている。EASは一例だが、われわれは国連安保理改革とともに、こうした多国間の枠組みの構築に努力を傾注すべきであろう。

国際的な軍事協力を要する問題についても、われわれは国連安保理決議の重要性を認め支持するものの、決議をいたずらに待つのではなく、日本、インド、米国、オーストラリアを中心とした有志連合を形成し、機動的に対処する必要がある。

同様に、日印両国は核不拡散問題で協力する必要がある。インドはNPT調印国ではないが、両国が協力できる問題はある。例えば、パキスタンのチャシユマ原発3、4号機建設に対する中国の援助がNSGで現在進行中の問題になっているが、日本などはこの援助計画に異議を唱える格好の立場にある。NSG規則違反のこの援助計画に、他のメンバー国も一緒になって反対する可能性が大きい。同時に、北朝鮮に核開発やミサイル発射をやめさせるため、より効果的な圧力を北朝鮮にかける方向に中国を持っていく必要がある。

インドのNSG加入に関しては、加入を支持するコンセンサスの形成に日本が果たす役割は極めて大きい。

## （2）日印協力の強みと克服すべき課題

日本とインドは、互いに強い親近感を持っている。その親近感は、歴史観の近さで顕著である。日本を一方的に侵略国家と断罪した極東国際軍事裁判（東京裁判）で、インドのラダビノード・パル判事が連合国に日本を裁く権利はないと被告全員の無罪を主張したことは、よく知られている。

日印両国は、自由、民主主義、法の支配、人権尊重という人類普遍の価値観を共有している。われわれは今、「アラブの春」に端を発し、ミャンマーにも広がった変革のうねりが、国際政治の力学に大きな変化を引き起こす新たな地平に立っている。われわれは、人類普遍の価値観とそれと異質な価値観との戦いの時代に生きている。

二つの陣営は、アジア、中東の各地や、西太平洋、インド洋でせめぎ合う。アジアで人類普遍の価値観を掲げるのにふさわしい国は、日本とインドである。価値観を軸に外交を展開していくのに十分な潜在力を持っているのも、日本とインドである。日印は同じ価値観を持つ米国その他の国との連携の中で、各自の力と役割に目覚め、アジアの展望を切り開いていく運命にある。

日印は、政治・経済・安全保障上の利益も共有している。両国は、国力の増大に伴って自己主張を強め、ますます攻撃的になってきた中国への懸念を共有する。第3部で取り上げたように、日印の経済関係も拡大している。両国が連携すれば、地域に安定をもたらす

のに十分な力となり、軍事的にも経済的にも中国の力を牽制するのに十分な力となる。日印ほど利益が明確に一致する国は、あまり見当たらない。従って、日本とインドはパートナーとなるのが自然の国家である。日印協力で重要なのは、台頭する中国に効果的に対処できるように、より強いインドとより強い日本をつくり上げ、両国の連携効果を最大のものにすることである。

しかし、日印のパートナーシップには、現時点で幾つかの制約がある。第一に、インドは海洋の安全保障と同程度に陸上国境の状況に今なお懸念を抱いている。インドには、結託した中国とパキスタンから、テロを伴う敵対行為にさらされた歴史がある。この点に関するインドの懸念に西側世界は十分に応えてこなかったし、今も応えていない。アフガニスタンの現状や、米軍撤退後に現地で起きそうな状況もインドにとっては重大問題であり、この点に関してインドと西側の間に十分な調整がない。さらに、米中の首脳レベルで出された複数の共同声明に、南アジアの安全確保に中国が一定の役割を果たすことを示唆する内容が盛り込まれている問題もある。この想定はインドにとって受け入れられない。米国とインドは今や友好関係を築き、外交、経済、安全保障、エネルギーの各分野で 2 国間関係を強めているが、米国が中国と再び手を組み、米中 2 国で世界政治を支配しようとする可能性をインドは今も恐れている。

第二の制約は、近年、日本の首相が頻繁に交代するため、重要な案件が時に決着しないことだ。例えば、日印原子力協力協定交渉が進展しない原因に、日本の首相の頻繁な交代があるとインドの一部戦略家は指摘してきた。日印の戦略的パートナーシップの重要性を理解する安倍首相の与党が 2013 年 7 月の参院選でも勝利を収め、政権を安定させることができれば、原子力協定をはじめ日印間の懸案に積極的に取り組む態勢が整う。

第三に、日本は世界の安全保障問題で、自ら課した制約のために、責任ある国家としての役割を果たしていない。2011 年 12 月の野田佳彦政権による武器輸出 3 原則の見直しは、戦後日本の過剰な「平和主義路線」修正の第一歩として歓迎されるが、日本政府はまだ、インドへの防衛装備品・技術の輸出や共同開発・生産に踏み切る具体的な決定を下していない。さらに、より根本的な問題として、集団的自衛権の行使は容認されないとする政府の憲法解釈の変更、自衛隊を「普通の国」並みの軍隊に変えることを可能にする憲法改正など、日本が取り組まなければならない課題は多い。

### **(3) 地域問題での協力**

#### **1、チベット**

チベット問題は重大かつ緊急の問題である。チベット問題には国際社会が関心を持たねばならない三つの側面がある。第一は人権問題である。チベット自治区だけでなく、チベット人が住む中国の各地で焼身自殺が続いていることは、チベット人社会の絶望と不満を反映している。人権擁護団体「チベット国際運動」のケイト・ソンドース広報部長によると、2009 年 2 月以降、中国で 107 人前後のチベット人が焼身自殺をし、この中には 19 歳

の女子学生、4人の子供を持つ寡婦、重要な転生ラマの祖父などが含まれている。しかし中国国営新華社通信は地方党幹部の発言として、「チベット自治区で焼身自殺をしたものは一人もいない」と報じた。一方、中国共産党は、宗教生活をもっと直接支配する「僧院管理」計画を導入することにより、焼身自殺のような行動を抑えようとした。計画の一環として、党幹部2万1000人が僧を「助ける」目的でチベット人社会へ送り込まれた。幹部の派遣には、僧一人ひとりについて人物調査書を作成する目的もあった。この計画には100万枚の国旗と毛沢東ら党指導者の肖像画を配布することも含まれ、家庭や僧院にそれを提示することが義務付けられた。しかし、軍事的締め付けの強化とチベット人の要求の完全な無視は、事態をさらに悪化させる可能性が大きい。

第二の問題は、チベットに水源を持つ河川の水路変更とダム建設計画である。中国はアジアの給水塔であるチベットの支配を通じて、下流の国家（ブラマプトラ川を通してインド、メコン川を通して東南アジア諸国）の環境に深刻な危険を及ぼしている。中国はチベットの主要河川の水路変更と、ダムの無差別建設の方針を続け、これも下流の国家に困難をもたらしてきた。チベットそのものも生態系が破壊されつつあり、それが近隣諸国に類似の厄介な問題を及ぼしている。

第三に、国連は1961年の総会決議でチベットの民族自決を求めた。ダライ・ラマはチベットが中国からの独立を求めないことを受け入れたものの、ダライ・ラマが言うところの「文化的虐殺」は続いている。

## 2、ウイグル

新疆ウイグル自治区（東トルキスタン）に住むウイグル人も危機的状況にある。中国は石油・天然ガスの埋蔵が豊富なこの地域の支配を固めるため、1950年代以来、漢人の大量移民を奨励し、それが原因で新疆は根深い民族的偏見によって分断されている。新疆における民族間の緊張は経済格差によってさらに油が注がれた。漢人はウイグル人より裕福な傾向があるからだ。賃金格差は差別的な雇用慣行の結果である。ウイグル人は、中国がウイグル人の文化的、宗教的アイデンティティを改造しようとしているとして、反発している。世界ウイグル会議（本部ドイツ）のラビア・カーディル議長は、中国が宗教的表現を厳しく抑圧し、不満の表明に不寛容であると非難してきた。

北京の当局者がいつも主張するのは、中国の少数民族を尊重しているし、新疆の経済・公衆衛生・教育水準を上げることでウイグル人の生活の質を改善したということだが、新疆で2009年に発生した暴動は現地の現実を示している。同年7月、新疆ウイグル自治区の首都ウルムチで激しい衝突が漢人とウイグル人の間や警察との間で起き、両民族間の緊張が国際社会によりやくさらされた。暴動は、中国南部の広東省でウイグル人労働者2人が漢人に殺されたことにウイグル人が抗議して始まったと伝えられる。

暴動後に中国がウイグル人に保証した経済的刺激は、ウイグル人と漢人との激しい衝突を生み続けている構造的課題を解決することはできなかった。2012年9月に世界ウイグル

ル会議は東京で第4回代表大会を開いた。ラビア・カーディルはこの大会で、2009年までウイグル人は権利を求めて闘い、中国の抑圧に抗議してきたが、今や存在のための闘いに直面しており、状況は2009年より悪いと述べた。

### 3、モンゴル

内モンゴル自治区（南モンゴル）などに居住するモンゴル民族も危機的状況が浮かび上がっている。端的に言えば、漢人とモンゴル人との経済格差、開発による環境破壊、伝統文化の喪失である。

象徴的な事件が2011年5月に発生した。内モンゴル自治区東部シリント市の草原で遊牧民の活動家が漢人の運転するトラックに故意に轢き殺された。現地では石炭の露天掘り開発が進められ、大気汚染や草原の破壊が進行している。遊牧民がトラクターを並べてトラックの走行を阻止する実力行使に出ている。

事件の直接のきっかけは大気汚染だ。しかし、背景には草原というモンゴル人の「文化」に対する漢人の蔑視、地方の要職の漢人による独占、モンゴル人が主張するところの「漢人による資源収奪」がある。

契機に自治区内の各地で抗議行動が頻発し、武装警察隊との衝突で人が逮捕者が出た。シリントでは数千人のモンゴル人の中学・高校生が抗議行動を展開した。中国政府は少数民族のなかでもウイグル人、チベット人、カザフ人、朝鮮人が隣国にも居住区域が分布しているため、分離独立運動と結びつきやすいとして警戒している。チベット人と宗教は同じでもモンゴル人による大きな抗議行動は1980年代以来なかったため、中国政府が受けた衝撃は大きい。

中華人民共和国の成立後、ゴビ砂漠以南のモンゴル人の土地は内モンゴル自治区として中国領土に組み込まれた。文化大革命では、民族自決を目指した内モンゴル人民革命党を「反革命集団」と位置づけ、大量のモンゴル人が徹底的に軍などにより弾圧された。数十万人が粛清されたとされる。モンゴル出身の学者楊海英（モンゴル名オーノス・チョクト、日本名大野旭）は、人口が150万人弱だった内モンゴルのモンゴル人のうち、35万人が逮捕、2万8000人が殺害され、12万人に拷問の後遺症が残ったと指摘、「ジェノサイド」と批判している。

内モンゴルには1950年代から文革までの間だけで1000万人の漢人が流入し、今は8割強が漢人である。全ての分野でモンゴル民族的なものがほぼ失われた。モンゴル語の教育は事実上消え、内モンゴルは「漢化」されて、モンゴル人は中国語を使わざるを得ない状況にある。少数民族が社会の底辺で単なる労働力として漢人に使われる構図といっても過言ではない。

## 補遺 1

### 海洋の安全と海洋保護の対策

#### (A) 海洋——自然と特徴

海洋は人類にとって多くの用途がある。大多数の人間にとって、海は食糧やたんぱく質の供給源である。塩の供給源であることは言うまでもない。物品の大陸間輸送にも、海は地球規模で共用されている。海は地球の気象現象を助けるし、大洋を行きかう海流も地球の気象現象を支える。海は魅力的な雇用、娯楽、冒険の場としても存在する。

一方で、海は地球上の最大のゴミ捨て場である。海洋に投棄される有害な廃棄物には、浚渫物、農業・産業廃棄物、汚水、放射性廃棄物などがある。公海には警察の取り締まりがないため、驚くばかりの大量のゴミや有毒な廃棄物が定期的に投げ込まれる。国際条約は存在するが、その履行義務は船舶の所属国にあり、普通は海上警察ないし沿岸警備隊の通り一遍の監視に任されている。

海洋はまた、明確な所有者や統治者のいない地球最大のスペースの広がりであり、法は存在するが強制できない無法状態の広がりである。透明性を欠く広大さ、ベールに包まれた匿名性、限られたガバナンスといった海洋の特徴は、海洋の秩序維持を目指す国家の正規部隊にさまざまな課題を生んでいる。同時に、海はあらゆる種類の悪党に対し、悪さをしたり、安定と安全を損ねたりする絶好の機会を与えている。国際海事機関（IMO）は「海上輸送なしに国際貿易を行うことは不可能であり、大量の原材料輸送や入手可能な食糧、製造品の輸出入がなければ、世界の半分の人々は餓死し、また残り半分は凍えてしまうだろう」と述べている。

#### (B) 海洋のリスク

国際公共財である海洋の秩序に対するリスクや、沿岸部における領海の脆弱性をもたらすものは、国民国家、野蛮人、環境上の脅威などである。そうしたものは、人間によって誘発または画策されるか、持続不可能な開発の当然の結果として神の力で運命づけられるかのどちらかである。海洋のリスク原因にトップレベルの分析を加えるなら、海で発生するリスクには次のようなものがある。①国家主権への脅威②海賊行為③海上の石油・ガス施設への攻撃④港湾施設への攻撃⑤停泊中か停泊のそばにいる船舶への攻撃⑥沿岸部の原子力施設や工業施設への攻撃⑦海峡や狭い運河に船を沈めることで安全な航行を阻害する間接的な港湾攻撃⑧後背地攻撃のための潜入⑨毒性廃棄物や化学薬品の海洋投棄⑩海上で船舶を遺棄し沈めること⑪麻薬、小火器、武器の密輸⑫不法移民⑬鉱物の不法採掘⑭密漁⑮孤島における利益目的の不法なサンゴ礁破壊⑯不注意か故意による石油などの流出

300 トン以上の船舶に自動船舶識別装置（AIS）の設置が義務付けられ、コンテナ安全保

障構想（CSI）が徐々に受け入れられ、国際船舶港湾施設安全保障規定（ISPS Code）が実行に移されたことに伴い、テロ作戦には小型船を使用する選択肢が魅力的になっている。麻薬、日用品と金属、小火器、軽兵器の密輸だけでなく、海上でのテロ攻撃のために小型船や潜水艇を使用することは、テロリストや犯罪人の専門的得意分野になっている。2008年にインド西部の港湾都市ムンバイで、テロリストがどこにでもある商業用の航法装置だけを利用して、探知されないまま小型船で港内に侵入し、海上から未曾有の攻撃を仕掛けた。また、簡易手製爆弾や高性能爆薬を積んだ高速艇が自爆攻撃で大型船舶に突っ込んだこともあり、こうした作戦戦略は今日でも、混雑する港では実行が難しくない。海における脅威、とりわけ閉ざされた港湾内の脅威を覆うものには、今や小型船や浅瀬用の半潜水艇が含まれる。

従って、この際、これらの脅威を再評価し、その脅威に伴うリスクを定量化し、海の包括的な安全保障モデルを作るためのプログラム策定を優先させることが重要である。国内と国際の両レベルで検討されるこの評価は、多くの国際交易、地域の安定、国家安全保障を支える国際公共財を守るため、海洋の安全と海洋の保護を図る新たな構造と多国間メカニズムを構築する方向性を打ち出すのではないか。

平和と安定性確保のためのこうした作業には、各国政府とそれぞれの海軍間、さらに国内の官僚組織間の調整と相互運用が必要となる。海からのテロリストの脅威に直面して、国際的な海の安全保障環境の基本的な改革は、国際船舶港湾施設安全保障規定（ISPS Code）、コンテナ安全保障構想（CSI）、拡散に対する安全保障構想（PSI）などの導入を通じて推進されている。加えて、自動メッセージの発信、船舶と乗員の精巧なオンライン・データベース、船員審査システムといった最新技術で、一息つくことになった。しかしながら、どの国家や機関も独力で海上テロの脅威を軽減することはできない。

日本とインドが「海洋の安全と海洋保護の対策」に乗り出す理由がここにある。

### **(C) 積極的な対策のための政治的基盤**

日本の安倍晋三首相とインドのマンモハン・シン首相が2007年8月22日に署名した「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」は「両首脳は、日印両国はアジア太平洋とインド洋地域におけるシーレーンの保安と安全、国境を越える犯罪、テロ、海賊及び大量破壊兵器の拡散との闘いにおいて利益を共有することを認識し、それぞれの関係当局に対し、安全保障分野における将来の二国間協力の方向性を検討し、インド首相の訪日までに報告するよう指示した」とうたった。

2006年11月24日にインドの沿岸警備隊と日本の海上保安庁の間で調印された協力覚書（MoC）は、両機関が日本とインドで交互にトップ会談を開き、海洋に関する相互の関心事項を協議し、それに対処する協力的な対策を立案すると規定している。

両機関のこの覚書は、海上での捜索救助、海洋汚染対策、自然災害に対応する技術支援、密輸や密売を含む海上犯罪に関する情報交換といった諸問題を網羅している。

これに先立ち、2000年11月、インド沿岸警備隊と海上保安庁はインド南東部のチェンナイ沖で初の合同演習を実施し、海上保安庁の船1隻がこれに参加、当時の長官を団長とする高レベルの海上保安庁代表団が見守った。この合同演習は、定期的な訪問と演習、情報と専門技術の共有、研修など両機関の緊密な相互連携が発展する基盤をつくった。

インド沿岸警備隊と海上保安庁の第11回高官協議では、海洋の安全と安心に関する幅広い問題を取り上げ、共同アプローチを進化させるための協力を強化することで合意した。この協議は両機関間に存在する強い絆に新たな弾みを与えた点でも有意義なものとなり、海上保安庁の船が6年ぶりにインドを訪れ、インドの沿岸警備隊と合同演習をチェンナイ沖で実施した。

この演習には、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）に基づき設立されたシンガポールの「情報共有センター」の代表団も加わった。これも海賊対策で参加機関同士の交流を深化させる意義深いものとなった。

インドのA・K・アントニー国防相は海軍司令官会議で、「海洋近隣諸国の安全保障と経済繁栄への惜しめない支援」を確約した。海軍と国防省の高官を前に演説したアントニー国防相はインド海軍について、「インド洋の島しょ国家に安全保障を提供する使命を帯びている」と述べた。さらに、「国際的な主要な海上輸送路の大半はインド領の島々に沿って存在する。これは、われわれにこの地域の有力な安定勢力となる能力を授けている」と付け加えた。

より最近では2011年11月に行われた日印防衛相会談で、「アントニー国防相は、海洋の安全保障でもう一つ重大な問題は、航行の自由と海上交通路（SLOC）の安全維持であり、海路での貿易が妨害されないようにすることだと語った。このことは海上貿易に依存するすべての国にとって決定的に重要である。さらにアントニー国防相は『インドは国際水域における航行の自由と、国連海洋法（UNCLOS）を含む国際法の諸原則に沿った通航権を支持しており、この諸原則はすべての国に尊重されなければならない』と述べた」（インド側のプレスリリース）とされる。また、「両国は地域的、国際的な安全保障について意見交換をし、防衛協力と・交流を拡大することを決めた」とプレスリリースが指摘していることも重要である。こうした一連の会談を基盤に、海上リスクを軽減するため将来に向けた協力のモデル作りをする機会が存在する。以下、そのようなモデルを提案する。

## **(1) 海上自動航路通報システム**

国際的なレベルでは、世界の海上交通をもっと正確に管理することが最も必要である。脅威の発生を早期に探知すれば、より良い手段の適用ができるからである。それには基本的に2区分の作業が必要となる。最初の作業は観察と監視であり、次は執行の機能である。

観察と監視に関しては、国際海事機関（IMO）の支援を通して、過去10年間に急速な進歩を遂げた。次の段階は、国際的に承認された海上自動航路通報システム（MARRS）の採用である。同システムは、共通の画像を通して世界で一元的に即座に海域の状況を知るこ

とを目指すナブエリア（NAVAREA、世界を 21 区域に分けた航行警報業務）の各調整官によって運用される。

その基本的な考えは、海上交通路を特定の航路（出発航路と到着航路）に整理し、地理的な通報地点（普通は異なる航路の交差点）を設定し、それを NAVAREA の調整官が管理する、というものである。自動船舶識別装置（AIS）や船舶長距離識別追跡（LRIT）の情報の運用先の移行は、船舶が一つの NAVAREA から別の NAVAREA へ運用当局を切り替えることで正式なものになり、管理と監視の責任も同時に正式に移される。

一つの方法は、すべての航空機は飛行許可を得る前に必ず飛行計画を提出しなければならないという航空業界のやり方を取り入れることである。これと同様に船舶の海洋通過計画を作成し、航行ルート上の異なる地点で具体的な到着予定時刻（ETA）を付け、4 時間ごとの位置・コース・速度（PCS）報告も盛り込んでおけば、海上交通全体の地図ができることになる。到着予定時間の遅れや、通告なしに次の通報地点を迂回することがあれば、警報が発せられ、そうした通貨計画違反は直ちに認識されて、危機的状況になる前に、是正行動が発動される。これを情報収集活動と見てはならず、共通の利益のために国際公共財における秩序と交通を維持する手続きの順守である。AIS や LRIT の設置が国際的に義務付けられるのは 300 トン以上の船舶だけなので、国の法律によって設置義務を 10 トン以上の船まで下げ、併せて救難警報送信器（DAT）の設置も義務付けるべきである。海軍は軍艦の動きについて情報を共有するのに安全保障上その他の制約要因を引き合いに出す可能性があるが、より大きな配慮によってこれを克服すべきであり、軍艦もこれらの機器の設置を免除されるべきではない。ただし、作戦上の安全を守るために、適切な安全措置を重ねておけばよい。こうした手続きの合意には何年もかかるかもしれないが、作業は始めなければならない。

## **(2) インド洋合同海上警察部隊**

第二の提案は、海洋という国際公共財における国際法の執行に関するものである。海洋の安全保障は、どんなに強力でも何でも知っている国であっても、一国の行動でコントロールすることはできないし、管理することもできない。臨時の機動部隊（タスクフォース）のように、降ってわいた危機を管理する組織も決して解決策にはならない。そうした組織はせいぜい結果の管理しか達成できないし、本質的に警察の機能に、与えなくても済む軍事的な性格を与えてしまう。それに引き換え、警察部隊は誇り高い国や民主主義国にはもっと受け入れられやすい。利害関係国は多数存在し、その取り組みや関心は分散している。このため、もし、世界の利益のために包括的な海洋安全保障が将来はつきりした現実になるなら、情報の途切れのない注入を通して共通の運用イメージをまとめなければならない。

ここで我々は米国がインド洋地域の域外国家ではないことに注意を喚起したい。フランスと同様、米国もまたインド洋国家であり、そのために、この地域の安定に正当な利害関係を有している。そこで、インドと日本が米国とともに、少なくとも自発的な海上警察部

隊（OPF）を創設するイニシアチブをとるよう提案したい。この部隊はその管轄権を公海上に限定し、法を執行する国際的な手段とすべきであり、先に提案した自動航路通報システムを実施に移すオーストラリア、フランス、インド、日本、南アフリカ、米国の 6 か国が参加し、沿岸警備隊や海上警察だけでなく商船も含めたすべての海洋資産を活用する。後には、参加国は拡大される。この提案は秋元一峰氏のオーシャンピース・キーピング構想の修正版である。

要するに、OPF は明確に定義された警察の役割を果たすものであり、正当に任命された「監督官」の指揮下で組織されなければならない。監督官は、参加国が一致して同意した適切な権限、義務、責任を持つ。この OPF は、海賊行為の取り締まり任務で展開している海軍部隊に実際にとって代わることがあり得る。

## 補遺 2

### サイバーセキュリティー分野における日印協力

#### (A) 共通の課題

近代国家が相互に大きく依存するようになり、それぞれがインターネットを通じて世界的規模で接続するようになったことで新しい戦場が生まれた。高度に接続した世界では国家というものは、ある種の敵に対して脆弱である。更に悪いことに、このような敵は他の国家だけとは限らない。それは非国家主体あるいはテロリストなどの小さな集団かもしれない。このような非対称な攻撃方法を手にした敵は、インターネットにおいて自分が攻撃元かどうかの関係を否認できるゆえに、その攻撃能力はより大きなものとなっている。この新しい形の戦いには先例がなく、さらに人的悲惨さを制御し、それを最小限にするための国際条約も存在していない。そのため、これは前例のない課題をもたらしている。最近特定されたワームで、イランの核施設に大きな損害を与えた「スタックスネット」は、まさにこれから作られるであろうと予想されていた技術が具現化したものであった。

日本とインドは、それぞれの国民と国家資産の安全と安心を確保するという共通の課題に直面しており、ここにはサイバー空間における安全確保と防衛に関する両国間の協力に関して多大な機会が存在する。サイバー攻撃において使用できるすべての技術的手法や手順は、今日のサイバー犯罪においても利用することが可能であるから、サイバーセキュリティー分野における協力は、安全保障協力に関する他の分野と比較した場合、より高いレベルでのものでなければならない。とはいえ、それは日本国憲法の定める制限の中に留まらざるを得ないのもまた事実である。

**中国**：過去数年にわたる重大なサイバー事件 (cyber intrusion) のうちの幾つかは、国内に位置するサーバーを発信元とすることが判明している。中国は疑惑を全面否定しているが、早くも 1995 年頃には情報戦 (Information Warfare : IW) に関する計画を実行に移しており、1997 年以降、コンピューターウイルスを用いて軍事通信や公共放送システムを中断させるため演習を何回も実施している。1997 年 4 月には 100 名から成る精鋭部隊が中央軍事委員会によって創設された。彼らの任務は敵の指揮統制システムにコンピューターウイルスを感染させる方法を考案することであった。それ以来、オペレーション・オーロラ (Operation Aurora、米国の多くの有名企業をターゲットにした一連のサイバー攻撃)、オペレーション・ナイトドラゴン (Operation Night Dragon、世界の石油、エネルギー、製薬会社をターゲットにした一連のサイバー攻撃)、オペレーション・ゴーストネット (Operation Ghostnet、103 か国 1295 台のコンピューターが盗聴器に変えられていた事件) など、非常に興味深い作戦名の下で数々のレポートが発表されている。あるレポートによれば、人民解放軍情報戦部隊はサイバー戦のための「詳細な手順」を開発したという。それには、ネットワークをスキャンし、パスワードを入手し、暗号を解読し、そしてデータを窃取するソフトウェアや情報を無効・遮断・欺瞞するソフトウェア、及びその他のマルウェア、並びに効果的な防護・対策のためのソフトウェアが含まれている。これらの手順は、おおよそ 2000 年以降、実地演習において試験された。たとえば、2000 年に河北省で行われた情報戦演習では 500 人の兵士が参加した。その演習では台湾、インド、日本、及び韓国に対する模擬サイバー攻撃が行われた。西安でのもう一つの演習では、サイバー戦の 10 項目の任務が本番さながらに訓練された。その任務には、サイバー地雷 (information mine =サーバーに敷設され、攻撃者の設定した条件が満たされたり、時間が経過したりすると発動し、そのサーバーに何らかの被害をもたらすマルウェア) の敷設▽サイバー空間内の情報偵察▽ネットワークデータの改ざん▽サイバー爆弾 (information bomb =爆弾のように爆発して情報やシステムを論理的に破壊するマルウェア) ▽ゴミ情報の投げ入れ (dumping information garbage =目標のサーバーに無価値なデータを大量に注入してその正常な動作を妨害する攻撃手法) ▽なりすまし (clone information) ▽情報防衛組織の設立▽「スパイ網の拠点」の設置、等が含まれる。このように中国は、日本とインドに対して重大な潜在的脅威をもたらしている。

## **(B) 双方にとり有益な行動および計画**

日印の共同行動計画は、以下に述べる二つの条件下 (日本の現行憲法下及び改憲後) において作成することができる。;

### **・日本の現行憲法体制下において**

○セキュリティー・オペレーションセンター (Security Operation Centre : SOC) : アンチ

ウイルスソフトのような製品にその基盤をおいた情報セキュリティーは対処療法的な解決策である。それは過去にまずサイバー攻撃を受けた結果を受けて開発される。重要情報インフラ（Critical Information Infrastructures : CII）を保護するためには、継続したオンラインによる 24 時間監視の事前対処能力のある防護が必要である。現在普通に利用されているネットワーク・オペレーションセンター（Network Operation Centre : NOC）がセキュリティー問題に対処するにはどうしても限界がある。NOC がセキュリティー事件に関する調査・報告を行うことは、彼らの本来の業務である IT サービスを効率的に行うことと、どちらを優先的に処置するべきかという点で競合してしまうからだ。従って、NOC とは別の、非常に高機能の SOC が必要である。我々は共同で重要情報インフラネットワークの最適な場所に設置することができる情報セキュリティー・インテリジェント・センサーを開発する必要がある。これらのセンサーからの情報は、現実の世界と同じように、照合し相関分析が行われる。また、ネットワーク上の様々な活動における正常な状態を基本として押さえておくことで、ネットワーク上の何らかの変化から、異常や攻撃の徴候を感知し、それにより脅威を軽減するための防御メカニズムを始動することができる。このような役割を果たすため、SOC には、CII に侵入し悪影響を与えようとするあらゆる試みを制御するための、複雑な IT セキュリティー・ツール及び技術、分析的ツール及び表示・可視化技術、並びに手順及び規定が必要である。

**○クラウド・コンピューティングのセキュリティー：**インターネットがビジネスのやり方を変えたように、クラウド・コンピューティングもまたビジネスを変えるであろう。非 IT 企業と大部分の行政機能は、自らその IT 基盤を整備する必要は無く、適切な業者からコンピューター資源を賃借することができる。（G メール、フェイスブック、ユーチューブは、クラウド・コンピューティングの実例である。）クラウド・コンピューティングを利用することで、会社の支出を資本支出（Capital Expenditure : CAPEX）ではなく事業支出（Operational Expenditure : OPEX）とした上で、効率性と最先端技術を事業に導入することができる。これにより、IT 支出を 80%も減少させることが可能である。一方で自分のデータを自分で統制できなという喪失感を味わうことにもなるのだが。セキュリティーはクラウド・コンピューティングにおける主要な懸念事項である。両国はクラウド・コンピューティングを使用するための強固なセキュリティーと保証を提供するための技術的及び手続的メカニズムを開発するために協力することができる。

**○半導体素子レベルのセキュリティー検証メカニズムと研究所：**両国、特に日本は、半導体素子（チップ）の設計分野ではかなり進んでいる。しかし、財政的な制約により半導体素子は第 3 国で製造されている。そして、他国で開発・製造された何百万もの半導体素子が民間分野だけでなく防衛及び法執行分野でも広範囲に使用されている。これらの半導体素子は、マルウェア／スパイウェアがインストールされていないか、あるいは埋め込まれ

ていないかをテストされなければならない。両国は半導体素子レベルのセキュリティー検証メカニズムの開発とそのための研究所の設置について協力することができる。それは費用対効果が高い。付け加えれば、日本は、インドに最高レベルの半導体素子製造産業を設立することを良いと考えるかもしれない。そのような企業のランニングコストは、他の国々、特に中国と同程度であろう。しかし、より重要なことは、日印間の相互信頼レベルが高いので、半導体素子のセキュリティー検証の必要性がなくなり、素子の保証レベルを強化できることである。

**○情報保証フレームワーク**：ISO/IEC15408、27000 シリーズ、20000 シリーズなどのいくつかの国際的な情報保証フレームワークが存在する。しかし、それらを実現することは、あまりにも高くつくため、幾つかの国々はより単純な解決策を取ることにした。日本とインドは、より費用効果が高く、かつ強固な情報保証フレームワークを開発するために協力できるかもしれない。この目的を達成するためには、他の国々や組織を加える必要があるかもしれないが、それでも日印は共同で主導権をとることができる。

**○サイバーセキュリティー及び電子戦のセンサーとエージェント（探知センサー）**：日々、新しくてより魅力的な変化が生み出されている。古い変化に詰め込まれた情報も、より強化されてきている。既存の電子戦及びサイバーセキュリティーに関するツールは、これらの変化と同じペースで変化して行くことが要求され、器材も、それらの変化を理解した上で開発されなければならない。探知用のセンサーというものは自己防衛のためのものであり攻撃用の技術ではない。したがって、日本は現憲法の定める制限を逸脱することなく、これらに関する研究分野における日印協力を継続的に行うことができるであろう。

**○高度なマルウェアの探知・除去技術**：一部の国家が製作したと考えられているスタックスネットやデュークのようなマルウェアは、マルウェアがもたらすサイバー脅威に対するこれまでの見方を変えた。そのような新しい脅威を軽減するためには異なる戦略とアプローチが必要である。このようなマルウェアに対処するには人工知能の活用がより適しているであろう。これを行うには日印二か国間の緊密な協力が必要である。

**○IPv6 セキュリティーと関連した研究開発**：IPv4 アドレスの配布は、2011 年 2 月に終了した。一定期間を経て IPv6 が標準となるであろう。IPv6 は多くのセキュリティー機能があらかじめ作り込まれている。例えば、IPv6 パケットの追跡又は破壊は困難である。情報機器同士の直接接続とトンネリング技術（外部から遮蔽されたデータの通り道で、指定された者以外はその中身を見ることができない）は、IPv6 に組み込まれたセキュリティー機能の一つである。これらの機能は、他のセキュリティー関連機能と同様に法執行機関に対して新しい課題を投げかけている。IPv6 はすでに動き出していて、この世界に IPv6 へ移行する

以外の代替案は存在しない。したがって、国家は法執行と自己防衛のために、適切なツール、技術、ソフトウェア、製品、及び手順を構築するための膨大な研究開発を行わなければならない。このことは、この新しい分野で世界的リーダーとなる機会を提供しているとも言える。日本とインドとの協力は、この分野において素晴らしい結果をもたらすことができる。

○**最先端のネットワーク機器**：2010年4月、一つのルータから世界のインターネット通信量のほぼ15%を迂回させることにより、中国は、この技術を利用して世界中のインターネットのトラフィックを集め、それを盗聴あるいは妨害できることを証明した。ネットワーク機器（ルータ）は、道路の分岐合流点のようなものであり、そこには、最も効果的なセキュリティ管理メカニズムを配置・実装することができる。両国は、安全で強固なネットワークのための先進のネットワーク機器を開発するために共同することができる。

○**サイバー空間での暗号解読**：昔は、暗号の利用は、軍隊とスパイ及び外交官だけに限られていた。今日、ネットワークは、暗号を大きく活用することで安全かつ安心な通信を提供している。しかしながら、この秘密通信の機能は犯罪者にも利用されている。国家は敵の通信を傍受・分析する正当な権利を有している。両国は、パスワード破りから暗号化された交信のリアルタイム分析にわたる多様な暗号解析技術を開発するために協力することができる。

○**インターネットの国際管理**：過去20年間にわたって、インターネットの管理組織を民主的なものにしようとする強い動きがある。この勢いは引き続き維持されなければならないし、弱小国の権利は等しく保護されていなければならない。サイバー犯罪やサイバー紛争及びサイバー戦争等に対処するためには、加盟国の行動を統制する各種の条約が必要である。ここで、日本とインドは共通の戦略を策定することが可能である。両国は、この方向へ前進するための努力を調整するために新しい共通プラットフォームを創設することができる。この非常に重要な領域において、アジア太平洋地域諸国の関心事は必ずしも欧米のそれに従属するものではないことを確実にするために、少なくとも、コンソーシアム（協議会）の設立が良いかもしれない。

#### ・日本の憲法改正後

- 紛争地域で利用可能な戦闘用ネットワーク
- 電子戦用装備品
- 攻勢的サイバー兵器

**提言** 上記に提案された行動を達成するために以下のことを提言する。

- サイバーセキュリティーに関する覚書や条約
- 相互法的共助条約（例えば、捜査などの刑事手続きについて二国間での共助を義務付ける条約）
  - サイバー犯罪の情報共有と相互支援の手続き協定
  - サイバー脅威と事案対処に関する情報共有手続きの制定
  - 未来的な半導体素子製造産業の共同開発
  - 半導体素子レベルのセキュリティー検証研究所の設立
  - ISO 15408 の実行・実現のための研究所の設立
  - サイバーセキュリティー製品の共同開発
  - 各種国際フォーラムにおける協調的な取り組み
  - サイバー犯罪、サイバー紛争、及びサイバー戦争に対処するための様々な国際条約を協議する、アジア太平洋諸国のコンソーシアム（協議会）の設立